

第1章 総 則

1-1 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域

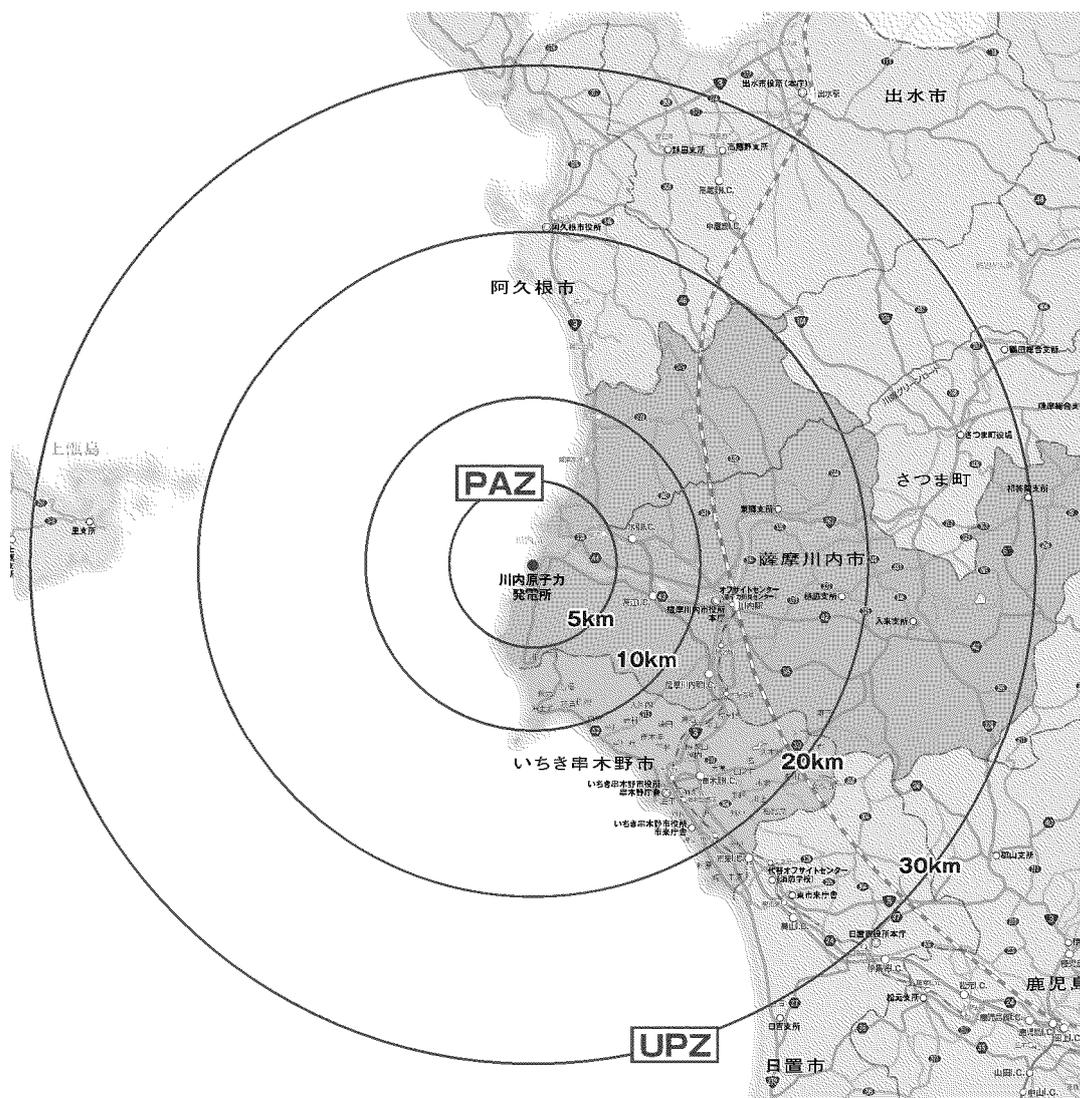
原子力災害対策を重点的に実施すべき区域は、原子力災害対策指針において提示されている目安を踏まえ、原子力発電所を中心として、おおむね半径30キロメートル以内の範囲とする。

予防的防護措置を準備する区域【PAZ】

- ・放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に避難等を実施する区域
- ・原子力発電所から概ね5kmの区域

緊急時防護措置を準備する区域【UPZ】

- ・緊急時の判断及び防護措置実施基準に基づき、避難、屋内退避等を準備する区域
- ・原子力発電所から概ね5km～30kmの区域



1-2 防災関係機関連絡窓口一覧表

(関係省庁)

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	専用通信 連絡設備
原子力規制庁 長官官房緊急事案対策室	東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル	03(3581)3352(代) 03(5114)2121(直)	703-250
内閣府政策統括官 原子力防災担当	東京都千代田区永田町1-6-1	03(5253)2111(代) 03(3581)3463(直)	
警察庁 警備局警備課 警備運用部警備第二課	東京都千代田区霞が関2-1-2	03(3581)0141(代)	
防衛省 運用企画局事務対処課	東京都新宿区市谷本村町5-1	03(5269)3246	
国土交通省 大臣官房審議官(運輸安全防災)	東京都千代田区霞が関2-1-3	03(5253)8309	
消防庁 予防課特殊災害室	東京都千代田区霞が関2-1-2	03(5253)7528	
厚生労働省 大臣官房厚生科学課	東京都千代田区霞が関1-2-2	03(3595)2171	
農林水産省 大臣官房食料安全保障課	東京都千代田区霞が関1-2-1	03(3502)8111	
海上保安庁 警備救難部環境防災課	東京都千代田区霞が関2-1-3	03(3591)9819	
気象庁 総務部企画課	東京都千代田区大手町1-3-4	03(3214)7902	
原子力規制庁 川内原子力規制事務所	薩摩川内市神田町1-3	0996(23)1947	840-250 840-251

(市)

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	防災行政 無 線	専用通信 連絡設備
薩摩川内市	薩摩川内市神田町3-22	0996(23)5111	431-8	270
いちき串木野市	いちき串木野市昭和通133-1	0996(32)3111	411-8	280
阿久根市	阿久根市鶴見町200	0996(73)1211	461-8	290
鹿児島市	鹿児島市山下町11-1	099(224)1111	351-8	380
出水市	出水市緑町1-3	0996(63)2111	462-8	330
日置市	日置市伊集院町郡1-100	099(273)2111	402-8	370

始 良 市	始良市宮島町25	0995(66)3111	493-8	360
さ つ ま 町	薩摩郡さつま町宮之城屋地 1565-2	0996(53)1111	452-8	340
長 島 町	出水郡長島町鷹巣1875-1	0996(86)1111	465-8	320

(消防本部)

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	防災行政 無 線	専用通信 連絡設備
薩摩川内市消防局	薩摩川内市中郷町5031-1	0996(22)0119	435-1	
いちき串木野市消防本部	いちき串木野市昭和通133-1	0996(32)0119	420-1	
阿久根地区消防組合	阿久根市鶴見町200	0996(72)0119	471-1	
鹿児島市消防局	鹿児島市山下町15-1	099(222)0119	355-1	
出水市消防本部	出水市緑町50-2	0996(63)0119	472-1	
日置市消防本部	日置市伊集院町徳重1-10-10	099(272)0119	404-1	
始良市消防本部	始良市加治木町木田2040-1	0995(63)3287	500-1	
さつま町消防本部	薩摩郡さつま町時吉366	0996(52)0119	457-1	

(県)

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	防災行政 無 線	専用通信 連絡設備
鹿児島県庁	鹿児島市鴨池新町10-1	099(286)2111(代)		
知 事	鹿児島市鴨池新町10-1	099(286)2111(代)		
副 知 事	鹿児島市鴨池新町10-1	099(286)2111(代)		
出 納 長	鹿児島市鴨池新町10-1	099(286)2111(代)		
危機管理 防災局	危機管理課	鹿児島市鴨池新町10-1	099(286)2268	205
	災害対策課	鹿児島市鴨池新町10-1	099(286)2276	311-1
	原子力安全対策課	鹿児島市鴨池新町10-1	099(286)2377	202
	消防保安課	鹿児島市鴨池新町10-1	099(286)2259	
総務部	秘書課	鹿児島市鴨池新町10-1	099(286)2023	
	人事課	鹿児島市鴨池新町10-1	099(286)2045	
	広報課	鹿児島市鴨池新町10-1	099(286)2093	
	学事法制課	鹿児島市鴨池新町10-1	099(286)2144	
	市町村課	鹿児島市鴨池新町10-1	099(286)2225	

	財 政 課	鹿児島市鴨池新町10-1	099(286)2177		
	税 務 課	鹿児島市鴨池新町10-1	099(286)2194		
	総務事務センター	鹿児島市鴨池新町10-1	099(286)5654		
男女共同 参画局	青少年男女共 同参画課	鹿児島市鴨池新町10-1	099(286)2494		
	くらし共生協働課	鹿児島市鴨池新町10-1	099(286)2241		
総 合 政策部	総 合 政 策 課	鹿児島市鴨池新町10-1	099(286)2343		
	デジタル推進課	鹿児島市鴨池新町10-1	099(286)2389		
	交 通 政 策 課	鹿児島市鴨池新町10-1	099(286)2455		
観 光 ・ 文化スポ ーツ部	P R 観 光 課	鹿児島市鴨池新町10-1	099(286)2994		
	国 際 交 流 課	鹿児島市鴨池新町10-1	099(286)2303		
	文 化 振 興 課	鹿児島市鴨池新町10-1	099(286)2534		
	ス ポ ー ツ 振 興 課	鹿児島市鴨池新町10-1	099(286)3006		
	ス ポ ー ツ ・ コ ン ベ ン シ ョ ン 整 備 課	鹿児島市鴨池新町10-1	099(286)2360		
環 境 林 務 部	環 境 林 務 課	鹿児島市鴨池新町10-1	099(286)3327		
	森 林 経 営 課	鹿児島市鴨池新町10-1	099(286)3357		
	かごしま材振興課	鹿児島市鴨池新町10-1	099(286)3362		
くらし 保 健 福祉部	保健医療福祉課	鹿児島市鴨池新町10-1	099(286)2656		208
	国民健康保険課	鹿児島市鴨池新町10-1	099(286)2683		
	社 会 福 祉 課	鹿児島市鴨池新町10-1	099(286)2824		
	健 康 増 進 課	鹿児島市鴨池新町10-1	099(286)2714		
	障 害 福 祉 課	鹿児島市鴨池新町10-1	099(286)2744		
	生 活 衛 生 課	鹿児島市鴨池新町10-1	099(286)2784		
	薬 務 課	鹿児島市鴨池新町10-1	099(286)2804		
	子ども家庭課	鹿児島市鴨池新町10-1	099(286)2766		
	子育て支援課	鹿児島市鴨池新町10-1	099(286)2466		
	高齢者生き生き推進課	鹿児島市鴨池新町10-1	099(286)2696		
商工労働 水産部	商 工 政 策 課	鹿児島市鴨池新町10-1	099(286)2925		
	雇 用 労 政 課	鹿児島市鴨池新町10-1	099(286)3014		
	水 産 振 興 課	鹿児島市鴨池新町10-1	099(286)3426		
	漁 港 漁 場 課	鹿児島市鴨池新町10-1	099(286)3454		
農政部	農 政 課	鹿児島市鴨池新町10-1	099(286)3085		
	農 産 園 芸 課	鹿児島市鴨池新町10-1	099(286)3195		
	畜 産 課	鹿児島市鴨池新町10-1	099(286)3216		

土木部	監理課	鹿児島市鴨池新町10-1	099(286)3483		
	道路維持課	鹿児島市鴨池新町10-1	099(286)3564		
	港湾空港課	鹿児島市鴨池新町10-1	099(286)3634		
国体・全国 障害者スポーツ 大会局	総務企画課	鹿児島市鴨池新町10-1	099(286)2865		
出納局	会計課	鹿児島市鴨池新町10-1	099(286)3765		
	管財課	鹿児島市鴨池新町10-1	099(286)3795		
教育庁	総務福利課	鹿児島市鴨池新町10-1	099(286)5184		
	学校施設課	鹿児島市鴨池新町10-1	099(286)5234		
	義務教育課	鹿児島市鴨池新町10-1	099(286)5285		
	高校教育課	鹿児島市鴨池新町10-1	099(286)5288		
	特別支援教育課	鹿児島市鴨池新町10-1	099(286)5296		
	保健体育課	鹿児島市鴨池新町10-1	099(286)5314		
県立病院局	県立病院課	鹿児島市鴨池新町10-1	099(286)2813		

(警察)

機関名	所在地	電話番号	防災行政無線	専用通信連絡設備
鹿児島県警察本部	鹿児島市鴨池新町10-1	099(206)0110		210
薩摩川内警察署	薩摩川内市原田町311-1	0996(20)0110		
いちき串木野警察署	いちき串木野市東島平町6227	0996(33)0110		

(県出先機関)

機関名	所在地	電話番号	防災行政無線	専用通信連絡設備
北薩地域振興局本庁舎	薩摩川内市神田町1-22	0996(25)5106		235
北薩地域振興局 総務企画部	薩摩川内市神田町1-22	0996(25)5106	325-803	
北薩地域振興局 保健福祉環境部	薩摩川内市隈之城町228-1	0996(23)3165 FAX(20)2127	325-804	260
環境放射線 監視センター	薩摩川内市隈之城町217-8	0996(20)2230	335-51	250
鹿児島地域振興局 日置庁舎	日置市伊集院町下谷口1960-1	099(273)2332		

鹿児島地域振興局 保健福祉環境部	日置市伊集院町下谷口1960-1	099(273)2332	324-804	
環境保健センター	鹿児島市城南町18	099(225)5131 ~4	334-550	
防災航空センター	枕崎市あけぼの町264	0993(73)2881	390-1	

(指定地方行政機関)

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	防災行政 無 線	専用通信 連絡設備
九州農政局鹿児島県拠点	鹿児島市山下町13-21	099(222)5840		
鹿児島森林管理署	鹿児島市浜町12-1	099(247)7111		
串木野海上保安部	いちき串木野市浦和町54-1	0996(32)3592		
鹿児島労働基準監督署	鹿児島市薬師町1-6-3	099(214)9175		
鹿児島国道事務所 鹿児島維持出張所	鹿児島市下伊敷1丁目52-2	099(216)3126		

(自衛隊)

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	防災行政 無 線	専用通信 連絡設備
陸上自衛隊 第12普通科連隊	霧島市国分福島2-4-14	0995(46)0350	502-1	
陸上自衛隊 第8施設隊	薩摩川内市冷水町上床539-2	0996(20)3900	446-1	
海上自衛隊 佐世保地方総監部	長崎県佐世保市平瀬町18番地	0956(23)7111		
海上自衛隊 第1航空隊	鹿屋市西原3-11-2	0994(43)3111	362-1	
航空自衛隊 西部航空方面隊司令部	福岡県春日市原町3-1-1	092(581)4031		

(指定公共機関)

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	防災行政 無 線	専用通信 連絡設備
九州旅客鉄道株式会社 川内 駅	薩摩川内市鳥追町1-6	0996(22)5450		
西日本電信電話株式会社 鹿児島支店	鹿児島市松原町4-26	099(258)8211		

串木野郵便局	いちき串木野市大原町156	0996(32)2505		
日本赤十字社 鹿児島県支部	鹿児島市鴨池新町1-5	099(258)7037		
日本放送協会 鹿児島放送局	鹿児島市本港新町4-6	099(805)7000		

(指定地方公共機関)

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	防災行政 無 線	専用通信 連絡設備
鹿児島交通株式会社	鹿児島市鴨池新町12-12	099(254)8970		
南国交通株式会社	鹿児島市中央町18-1	099(255)2141		
鹿児島県トラック協会	鹿児島市谷山港2-4-15	099(261)1169		
株式会社南日本放送	鹿児島市高麗町5-25	099(254)7111		
鹿児島テレビ放送株式会社	鹿児島市紫原6-15-8	099(258)1111		
株式会社鹿児島放送	鹿児島市与次郎2-5-12	050(3816)5111		
株式会社鹿児島讀賣テレビ	鹿児島市与次郎1-9-34	099(285)5555		
株式会社エフエム鹿児島	鹿児島市東千石町1-38	099(239)1133		
いちき串木野市医師会	いちき串木野市桜町38	0996(32)7955		

(公共的団体等)

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	防災行政 無 線	専用通信 連絡設備
串木野市漁業協同組合	いちき串木野市西浜町19	0996(32)4111		
さつま日置農業協同組合 串木野支所	いちき串木野市東塩田町233	0996(32)1112		
かごしま森林組合ひおき支所	日置市東市来町美山1435	099(274)2703		
いちき串木野商工会議所	いちき串木野市旭町178	0996(32)2049		
市来商工会	いちき串木野市湊町1丁目245	0996(36)2145		
朝日新聞社薩摩川内支局	薩摩川内市御陵下町19-32-11	0996(23)3058		
西日本新聞社鹿児島支局	鹿児島市山之口町12-14	099(222)9255		
毎日新聞薩摩川内通信部	薩摩川内市中郷一丁目12-9	0996(23)4072		
南日本新聞社薩摩川内総局	薩摩川内市東向田町4-13	0996(23)2009		

読売新聞社薩摩川内通信部	薩摩川内市平佐1丁目36	0996(23)2070		
串木野建設業協会	いちき串木野市緑町122	0996(32)0723		
市来建設業互助会	いちき串木野市大里5944-1	0996(36)3141		

(九州電力株式会社)

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	防災行政 無 線	専用通信 連絡設備
本 店	福岡市中央区渡辺通2-1-82	092(761)3031		
東 京 支 社	東京都千代田区有楽町1-7-1	03(3281)4931		
鹿 児 島 支 店	鹿児島市与次郎2-6-16	099(253)1120		
川 内 営 業 所	薩摩川内市若松町3-33	0996(23)2171		
川内原子力発電所	薩摩川内市久見崎町1765-3	0996(27)3111	9103	
川内原子力総合事務所	薩摩川内市大王町9-6	0996(20)4020		

第2章 防災体制

2-1 川内原子力発電所に関する安全協定書

鹿児島県（以下「甲」という。）、薩摩川内市（以下「乙」という。）及び九州電力株式会社（以下「丙」という。）は、丙が設置する川内原子力発電所（以下「発電所」という。）に関し、発電所周辺地域の住民の安全の確保及び環境の保全を図るとともに、発電所の安全性に対する県民の信頼を確保するため、次のとおり協定を締結する。

（関係法令等の遵守等）

第1条 丙は、発電所の保守運営に当たっては、関係法令等及びこの協定を遵守し、発電所周辺地域の住民の安全の確保及び環境の保全のため万全の措置を講ずる。

2 丙は、発電所の保守運営に当たっては、発電所の職員等に対する教育訓練の徹底を図ること等により、常に安全管理体制の強化に努める。

3 丙は、発電所の保守運営に伴って生ずる放射性廃棄物中の放射性物質の低減化のため、新技術開発の促進導入及び設備の改善に積極的に努める。

（放射性廃棄物の放出管理）

第2条 丙は、発電所から放出する気体状及び液体状の放射性廃棄物に起因する発電所周辺地域の住民の線量を、国が定めた指針の趣旨を踏まえ、可能な限り低く抑えるように管理する。

（放射性固体廃棄物の保管管理）

第3条 丙は、放射性固体廃棄物の保管管理に当たっては、発電所周辺地域の住民が放射線から十分保護されるように放射線防護を施した施設に保管管理する。

（公害の防止及び自然環境の保全）

第4条 丙は、発電所の保守運営に伴って生ずるおそれのある大気の汚染、水質の汚濁等の公害を防止するため必要な措置を講ずるとともに、地域の自然環境を保全するために発電所敷地内の植栽、緑化等の必要な対策を講ずる。

（環境放射線等の監視測定）

第5条 甲、乙及び丙は、発電所周辺の環境放射線及び温排水に関する測定を実施する。

2 前項の測定の実施についての細目は、甲、乙及び丙が協議して定める。

3 甲及び乙は、必要と認めた場合は、丙が行う測定に立ち会うことができる。

（事前協議等）

第6条 丙は、原子炉施設及び復水器の冷却に係る取放水施設を増設又は変更しようとするとき、並びに新核燃料、使用済核燃料及び放射性廃棄物の輸送計画（輸送上の安全対策を含む。）を策定しようとするときは、甲及び乙に対して事前に協議する。

2 丙は、発電所の運転（試験運転を含む。以下同じ。）の状況及び安全対策に関して、特別な広報を行う場合は、甲及び乙に対して事前に連絡する。

(平常時における連絡)

第7条 丙は、甲及び乙に対し、次の各号に掲げる事項について定期的に、又は、甲及び乙の求めに応じその都度連絡する。

- (1) 発電所の運転状況
- (2) 環境放射線の測定結果
- (3) 温排水の調査結果
- (4) 発電所職員に対する教育訓練の実施計画及びその実施状況

(異常時における連絡)

第8条 丙は、次の各号に掲げる事項に該当するときは、甲及び乙に対して直ちに連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない。

- (1) 原子炉の運転中において、原子炉施設の故障により、原子炉の運転が停止したとき又は原子炉の運転を停止することが必要となったとき若しくはそのおそれがあるとき。
- (2) 原子炉の運転停止中において、原子炉の運転に支障を及ぼすおそれのある原子炉施設の故障があったとき。
- (3) 核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたとき。
- (4) 発電所敷地内において火災事故が発生したとき。
- (5) 発電所内で放射線業務従事者又は放射線業務従事者以外の者であって管理区域に業務上立ち入る者の被ばくが、法令で定める線量限度を超え、又は超えるおそれがあるとき。
- (6) 気体状の放射性廃棄物を排気施設によって排出した場合において、周辺監視区域の外の空气中の放射性物質の濃度が法令に定める濃度限度を超えたとき。
- (7) 液体状の放射性廃棄物を排水施設によって排出した場合において、周辺監視区域の外側の境界における水中の放射性物質の濃度が法令に定める濃度限度を超えたとき。
- (8) 放射性物質又は放射性物質によって汚染された物が管理区域内で漏えいした場合において、漏えいに係る場所についての人の立入制限等の措置を講じたとき又は漏えいした物が管理区域外に広がったとき若しくはそのおそれがあるとき。
- (9) 放射性物質又は放射性物質によって汚染された物が管理区域外で漏えいしたとき。
- (10) 発電所敷地外において、放射性物質の輸送中に事故が発生したとき。
- (11) その他、国に報告を要する事態が発生したとき。

(立入調査)

第9条 甲及び乙は、前条に定める場合又は平常時において発電所周辺地域の住民の安全の確保及び環境の保全のために必要と認めた場合その他甲及び乙が必要と認めた場合においては、発電所施設内その他必要な場所に立入調査することができる。

2 甲及び乙は、特に必要と認めた場合は、甲又は乙の指定する者を同行することができる。

3 前2項の規定による立入調査及び立入調査の同行に当たっては、甲及び乙は、丙に対し、立入調査を行う者及び立入調査に同行する者の職、氏名その他必要な事項を通知する。

(措置の要請)

第10条 甲及び乙は、前条の規定に基づく立入調査の結果、発電所周辺地域の住民の安全の確保

及び環境の保全のために必要があると認めた場合には、丙に対して直接又は国を通じて適切な措置を講ずることを求める。

2 丙は、前項の規定による求めがあったときは、誠意をもって措置し、速やかにその結果を甲及び乙に文書で報告する。

(連絡の方法等)

第11条 丙は、甲及び乙に対し、次の各号に定めるところにより連絡する。

(1) 第6条の事前協議等及び第7条の平常時における連絡は、文書をもって行う。

(2) 第8条の異常時における連絡は、電話等で通報した後文書をもって行う。

2 甲、乙及び丙は、連絡を円滑に処理できるよう、あらかじめ、連絡責任者を定める。

(委託業者の指導監督)

第12条 丙は、発電所の保守運営に関する業務の一部を他に委託するときは、当該委託に係る業務を行う者（以下「委託業者」という。）に対して安全管理上の教育訓練を徹底するとともに、十分な指導監督を行い、委託業者の事業活動に起因して発電所周辺地域の住民の安全及び環境が損なわれないようにする。

(防災対策)

第13条 丙は、防災業務計画を樹立し、発電所の防災体制の充実強化を図るとともに、発電所に係る地域防災対策に積極的に協力する。

(諸調査への協力)

第14条 丙は、甲及び乙が実施する安全確保対策についての諸調査及び資料の提出要請に積極的に協力する。

(公開の原則)

第15条 甲、乙及び丙は、発電所の運転状況並びに環境放射線及び温排水の測定結果を公表する。

(無過失責任)

第16条 丙は、発電所の保守運営に起因して、住民に損害を与えた場合は、補償しなければならない。

(協議会の設置)

第17条 甲及び乙は、発電所周辺地域の住民の安全の確保及び環境の保全並びに連絡調整等を行うため、「連絡協議会」を設置する。

2 前項の連絡協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(覚書)

第18条 この協定の実施に必要な細目については、甲、乙及び丙が協議のうえ別に覚書で定める。

(協定の改訂)

第19条 この協定に定める事項について改訂すべき事由が生じたときは、甲、乙及び丙いずれからもその改訂を申し出ることができる。この場合において、甲、乙及び丙は誠意をもって協議する。

(疑義又は定めのない事項)

第20条 この協定に定めた事項について、疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項に

については、甲、乙及び丙が協議して定める。

この協定の締結を証するため、この協定書3通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

昭和57年6月12日

平成2年10月16日 一部改正

平成10年3月30日 一部改正

平成11年3月30日 一部改正

平成13年7月25日 一部改正

平成14年11月29日 一部改正

甲 鹿児島県
鹿児島県知事

乙 薩摩川内市
薩摩川内市長

丙 九州電力株式会社
代表取締役社長

2-2 川内原子力発電所に関する安全協定の運用に関する覚書

鹿児島県（以下「甲」という。）、薩摩川内市（以下「乙」という。）及び九州電力会社（以下「丙」という。）は、川内原子力発電所（以下「発電所」という。）に関する安全協定書（以下「協定書」という。）第18条の規定に基づき、次の通り覚書を交換する。

（関係法令等）

第1条 協定書第1条第1項に定める「関係法令等」とは、関係法令並びに原子力発電所の安全性に関する国の指針及び法令の規定に基づき丙が定めた原子炉施設保安規定とする。

（国が定めた指針）

第2条 協定書第2条に定める「国が定めた指針」とは、発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針（平成13年3月29日原子力安全委員会）とする。

（公害の防止及び自然環境の保全）

第3条 丙は、協定書第4条の公害の防止及び自然環境の保全を図るため、次の各号に掲げる事項を遵守する。

(1) 大気汚染防止対策に関する事項

ア 補助ボイラーに使用する燃料に係る硫黄含有率を可能な限り低くする。

イ 補助ボイラーから排出される窒素酸化物の排出濃度は150ppm以下、ばいじんの排出濃度は42.2mg/Nm³以下とする。

(2) 水質汚濁防止対策に関する事項

ア 復水器冷却水量は、1号機、2号機合計で128m³/秒以下とする。

イ 取水口における取水温度と放水口における放水温度との温度差は、日間平均7℃以下とする。

ウ 復水器冷却水については、放水口において残留塩素が検出されないよう管理する。

エ 非放射性的の排水については、排水処理施設で処理することとし、排水口における水質は、次の表のとおりとする。

項 目	許 容 限 度
水素イオン濃度 (pH)	5.8～8.6
化学的酸素要求量 (COD)	15mg/リットル
浮遊物質 (SS)	20mg/リットル
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉍物油)	2mg/リットル

(3) 騒音及び振動防止対策に関する事項

ア 発電所関係設備から発生する騒音及び振動については、防音防振対策を講じ、騒音規制法（昭和43年法律第98号）及び振動規制法（昭和51年法律第64号）に基づく規制基準を遵守する。

イ ボイラー安全弁試験等やむを得ず高温を発するときは、事前に関係機関及び周辺住民への周知を図る。

2 丙は、次の表に掲げる測定を行い、その結果を甲及び乙に連絡する。

測定事項		測定時期	連絡時期
大気関係	ア 補助ボイラーに使用する燃料中の硫黄含有率	受け入れ時	その都度
	イ 補助ボイラーから排出される窒素酸化物の排出濃度	運転時	その都度
	ウ 補助ボイラーから排出されるばいじんの排出濃度	運転時	その都度
水質関係	ア 取水口及び放水口での水温	連続	四半期
	イ 放水口における残留塩素	毎日	四半期
	ウ 排水口におけるpH	毎週1回以上	四半期
	エ 排水口におけるCOD	毎週1回以上	四半期
	オ 排水口におけるSS	毎月1回以上	四半期
	カ 排水口におけるノルマンヘキサン抽出物質含有量(鉍物油)	毎月1回以上	四半期

(測定の立ち会い)

第4条 協定書第5条第3項に定める丙が行う測定に立ち会う者は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の職員とする。

(事前協議等)

第5条 協定書第6条第1項に定める「原子炉施設」とは、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第2条第1項第2号に規定する施設をいう。

2 協議書第6条第1項に定める「増設又は変更しようとするとき」とは、次の各号に掲げる場合をいう。

(1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第26条第1項の許可を受けようとする場合

(2) 復水器の冷却に係る取放水の位置、方式又は流量を変更しようとする場合

(平常時における連絡)

第6条 協定書第7条に定める平常時における連絡は、次の表のとおりとする。なお、連絡様式は別に定める。

連絡事項	連絡事項細目	連絡時期
発電所の 運転状況	ア 発電実績	毎月
	イ 核燃料物質の消費状況	毎月
	ウ 核燃料物質の受入状況	その都度
	エ 核燃料物質の払出状況	その都度
	オ 核燃料物質の管理状況	7月及び1月
	カ 放射線管理の状況	4月及び10月
	キ 放射性廃棄物の管理状況	毎月
	ク 原子炉本体の入口及び出口における冷却水の温度、圧力及び流量	四半期
	ケ 定期検査（核燃料の取替を含む。）及び自主停止検査の実施計画並びにその結果	その都度
	コ 原子炉施設の軽微な補修状況	その都度

環境放射線の測定結果	ア モニタリング・ポスト、モニタリング・ステーション イ モニタリング・ポイント ウ サーベイ・ポイント エ 環境試料	毎月 四半期 四半期 四半期
温排水の調査結果		四半期
発電所職員に対する教育訓練		年 1 回

(異常時における連絡)

第7条 協定書第8条の異常時の連絡は、同条に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 協定書第8条第1項に定める「そのおそれがあるとき」とは、丙が原子炉の運転の停止について検討を開始したときをいう。
- (2) 協定書第8条第5号に定める「おそれがあるとき」とは、線量限度以下の被ばくであっても、被ばく者に対して放射線障害を受けたおそれがあると医師が判断し、電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号）第44条に規定する診察又は処置を行ったときをいう。
- (3) 協定書第8条第10号に定める「事故」には放射性物質による汚染が車内にとどまるもの及び単なる自動車事故も含むものとする。
- (4) 協定書第8条第11号の規定に係る連絡事項は、第1条に定める関係法令等に基づき、丙が国に報告する事項とする。

(立入調査)

第8条 協定書第9条第1項に定める立入調査を行う者は、地方公務員法第3条第2項に規定する一般職の職員とする。

2 協定書第9条第2項の「甲又は乙の指定する者」とは、次に掲げる者とする。

- (1) 地方公務員法第3条第3項第1号に掲げる者
- (2) 地方公務員法第3条第3項第2号に掲げる者のうち、甲又は乙が指定する者
- (3) 地方公務員法第3条第3項第3号に掲げる者のうち、甲又は乙が指定する者

3 協定書第9条第3項に定める通知は、甲又は乙が特に必要とするときは、口頭により行うことができる。この場合において、立入調査を行う者及び立入調査に同行する者は、甲又は乙が別に発行する証明書を携帯し、丙に対し、当該証明書を提示するものとする。

(連絡の方法等)

第9条 協定書第11条第1項第2号で定める連絡方法は、異常発生時に電話等で通報し、1週間以内に文書で行うものとする。

2 甲、乙及び丙は、協定書第11条第2項に定める連絡責任者を定める際には、連絡の円滑及び確実を期するため、連絡責任者のほか、その代行者を定める。

(損害の範囲)

第10条 協定書第16条に定める「発電所の保守運営に起因して住民に損害を与えた場合」とは、住民の健康被害のほか、農林水産物等の財産被害及び生産物の価格低下、その他営業上の損害等も含むものとする。ただし、当事者間でその因果関係と被害について疑義が生じた場合は、丙は、甲及び乙と協議して公正な第三者機関に調査を依頼するなど誠意をもって対処する。

2 協定書第16条に定める「発電所の保守運営に起因して」とは、発電所の保守運営に関して協定書第12条に規定する委託業者が行う業務に起因して発電所周辺地域の住民に損害を与えた場合も含むものとする。

(協議)

第11条 この覚書に定める事項について新たに必要な事項が生じたとき、又は変更しようとするとき、若しくは解釈に疑義を生じたときは、甲、乙及び丙が協議のうえ定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、この覚書3通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

昭和57年6月12日

(平成2年10月16日 一部改正)

(平成10年3月30日 一部改正)

(平成11年3月30日 一部改正)

(平成13年7月25日 一部改正)

甲 鹿児島県

鹿児島県知事

乙 薩摩川内市

薩摩川内市長

丙 九州電力株式会社

代表取締役社長

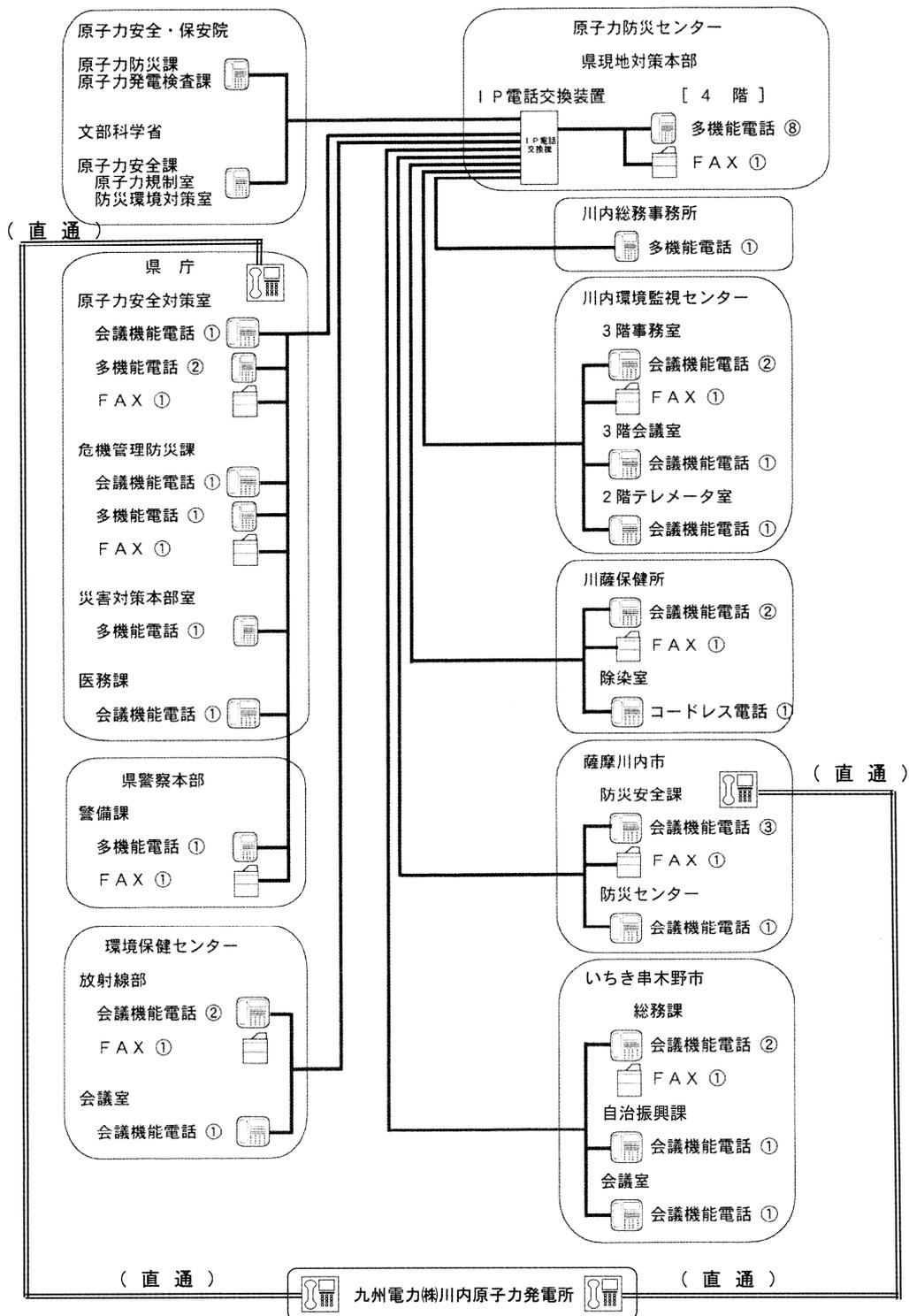
2-3 川内原子力発電所施設の概要

項目		ユニット	
		1 号 機	2 号 機
所在地		薩摩川内市久見崎町字片平山1765番地 3	
敷地面積		約145万㎡（埋立面積約10万㎡を含む）	
電気出力		89万kw	89万kw
原子炉	形式	軽水減速・軽水冷却加圧水型（PWR）	
	熱出力	266万kw	266万kw
燃料	種別	低濃縮（約4.1%，約4.8%）二酸化ウラン	
	装荷量	約74トン（燃料集合体157本）	約74トン（燃料集合体157本）
タービン	蒸気温度、蒸気圧力	約270℃、約5.1MPa（約52kg/cm ² ）	
	回転数	1800回転/分	
冷却海水量		約64トン/秒	約64トン/秒
主要経緯	川内市議会・誘致決議	昭和39年12月15日	—
	建設計画発表	昭和45年4月21日	昭和52年3月29日
	電源開発調整審議会	昭和51年3月12日（第68回）	昭和53年7月14日（第75回）
	原子炉設置許可	昭和52年12月17日	昭和55年12月22日
	着工（基礎掘削開始）	昭和54年1月24日	昭和56年5月7日
	安全協定調印	昭和57年6月12日	
	初臨界	昭和58年8月25日	昭和60年3月18日
	初送電	昭和58年9月16日	昭和60年4月5日
	営業運転開始	昭和59年7月4日	昭和60年11月28日
建設費		約2,800億円	約2,300億円

第3章 災害予防対策

3-1 通信連絡網の整備状況

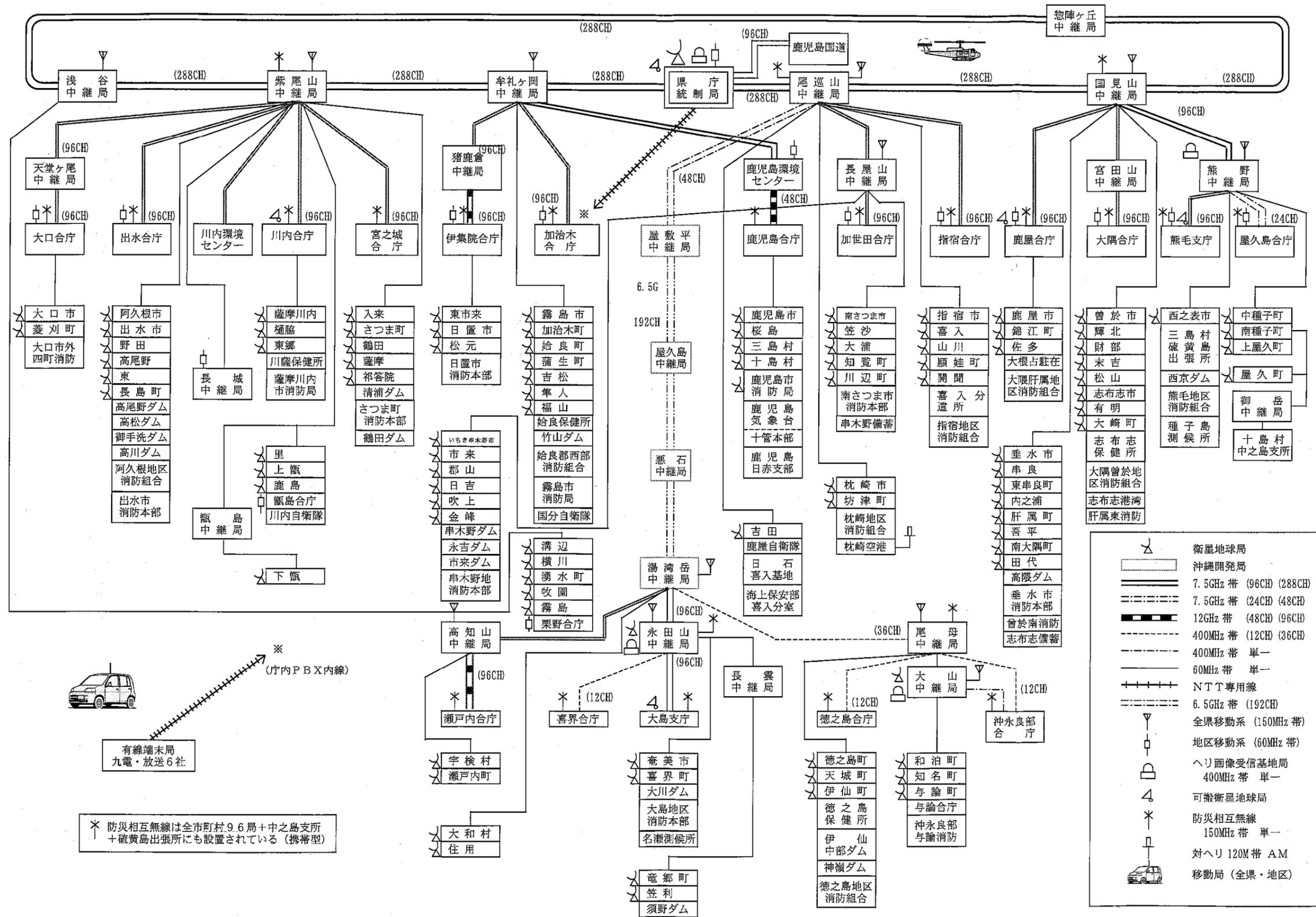
1 緊急時連絡網整備状況（平成17年3月3日）



2 緊急時専用回線連絡 電話番号表（鹿児島県）

配 置 先		電話番号	備 考	
鹿児島県庁	6 F 原子力安全対策課	課長	200	
		原子力安全対策監	201	
		担当	202	(一斉)
	6 F 危機管理防災課		204	
			205	
6 F 災害対策本部		206		
3 F 保健医療福祉課		208	(一斉)	
県警察本部	7 F 警備課		210	
原子力防災センター	4 F 総括広報班	現地本部	220	(一斉)
			221	
	4 F 産業経済対策班		222	
			223	
	4 F 住民安全班		224	
			225	
	4 F 薩摩川内市ブース		226	
	4 F いちき串木野市ブース		227	
	4 F 医療班		228	
3 F 放射線班	229			
230				
北薩地域振興局	2 F 総務企画課		231	
環境放射線監視センター	2 F 事務室		235	多機能電話機
			250	(一斉)
	2 F 会議室		251	
			252	
			253	
北薩地域振興局第2庁舎 (川薩保健所)	1 F 健康企画課	課長	260	(一斉)
		担当	261	
	1 F 除染検査室		262	単体電話機
薩摩川内市役所	総合防災センター 3 F		270	(一斉)
			271	
	総合防災センター 4 F		272	
			273	
いちき串木野市役所	防災センター 1 F		280	(一斉)
	防災センター 2 F	会議室	281	
	防災センター 2 F	防災無線室	283	
	防災センター 2 F	防災無線室	285	
阿久根市役所	2 F 総務課内		290	(一斉)
			291	
鹿児島県消防学校	1 F 事務室内		300	(一斉)
			301	
長島町役場	2 F 総務課内		320	(一斉)
			321	
出水市役所	3 F 暮らし安心課		330	(一斉)
	3 F 防災無線室		331	
さつま町役場	2 F 総務課内		340	(一斉)
			341	
薩摩川内市 甕島振興局	1 F 地域振興課内		350	(一斉)
			351	
始良市役所	2 F 危機管理課内		360	(一斉)
			361	
日置市役所	2 F 総務課内		370	(一斉)
			371	
鹿児島市役所	東別館 3 F 危機管理課 災害対策室		380	(一斉)
			381	

3 鹿児島県防災行政無線回線系統図



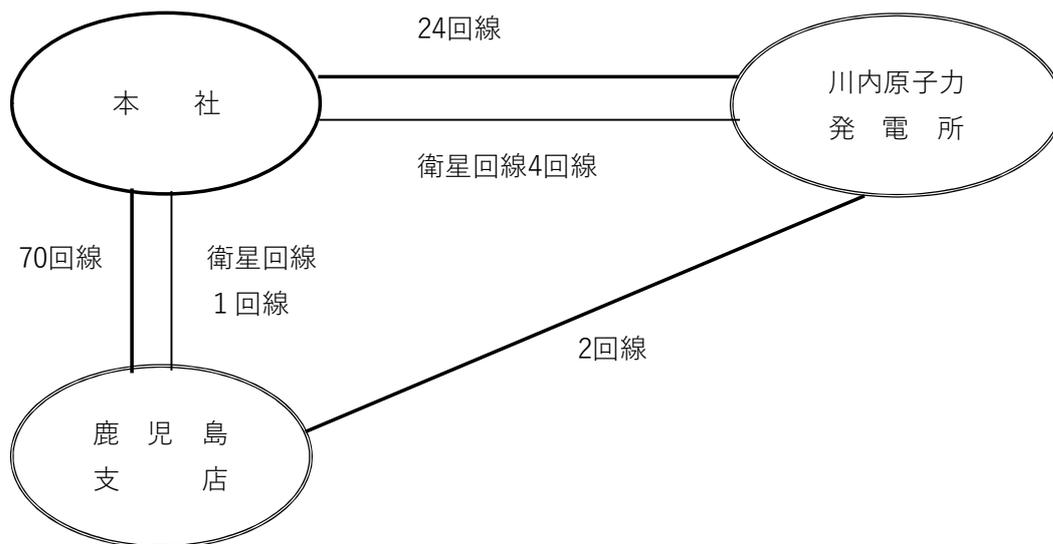
3-2 九州電力(株)通信施設及び系統図

(1) 川内原子力発電所と他の機関を結ぶN T T回線

7回線

(2) 社内通信施設

ア 川内原子力発電所・本社及び鹿児島支店は、下図のとおり

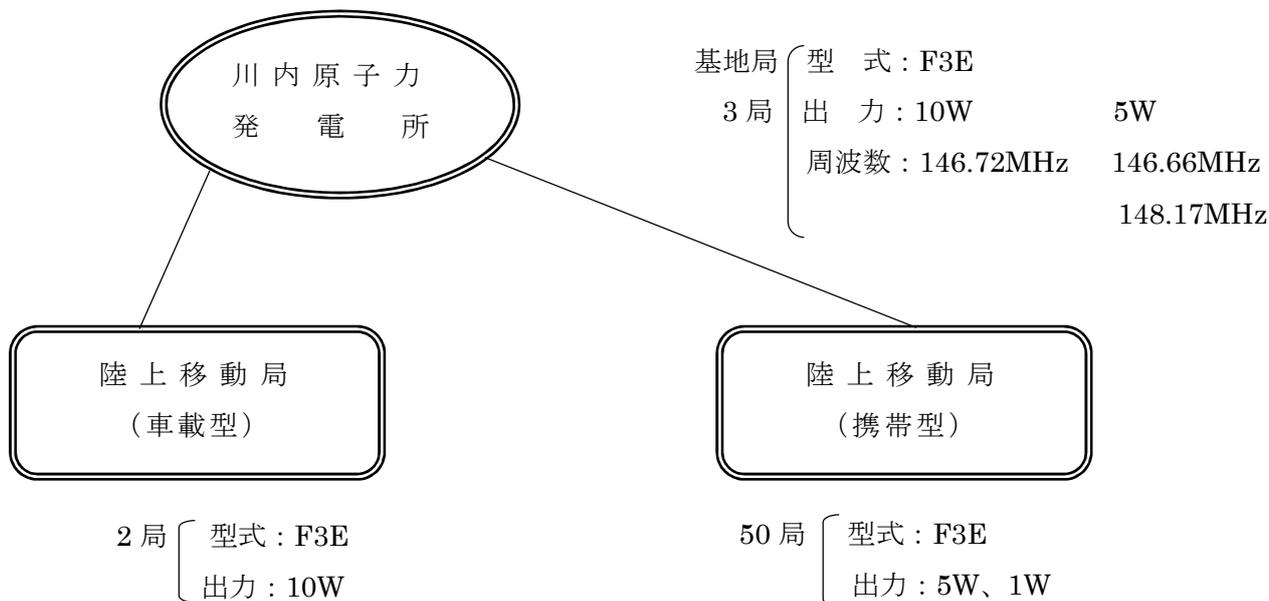


イ 川内原子力発電所内

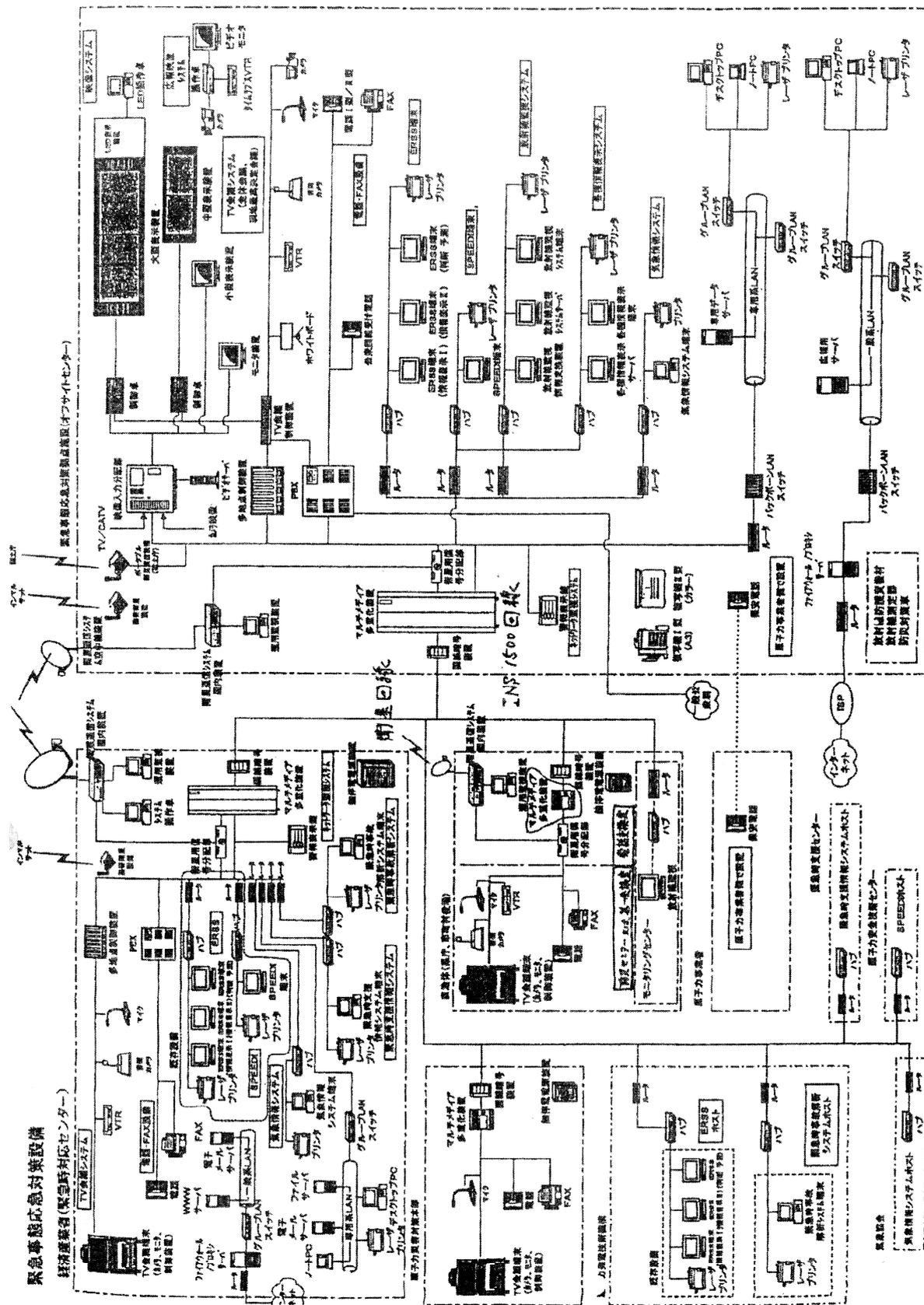
社内電話 約600台

ページング 約300台 (ハンドセット)

(3) 川内原子力発電所を基地局とする無線通信施設



3-3 対策拠点施設との専用回線設備図

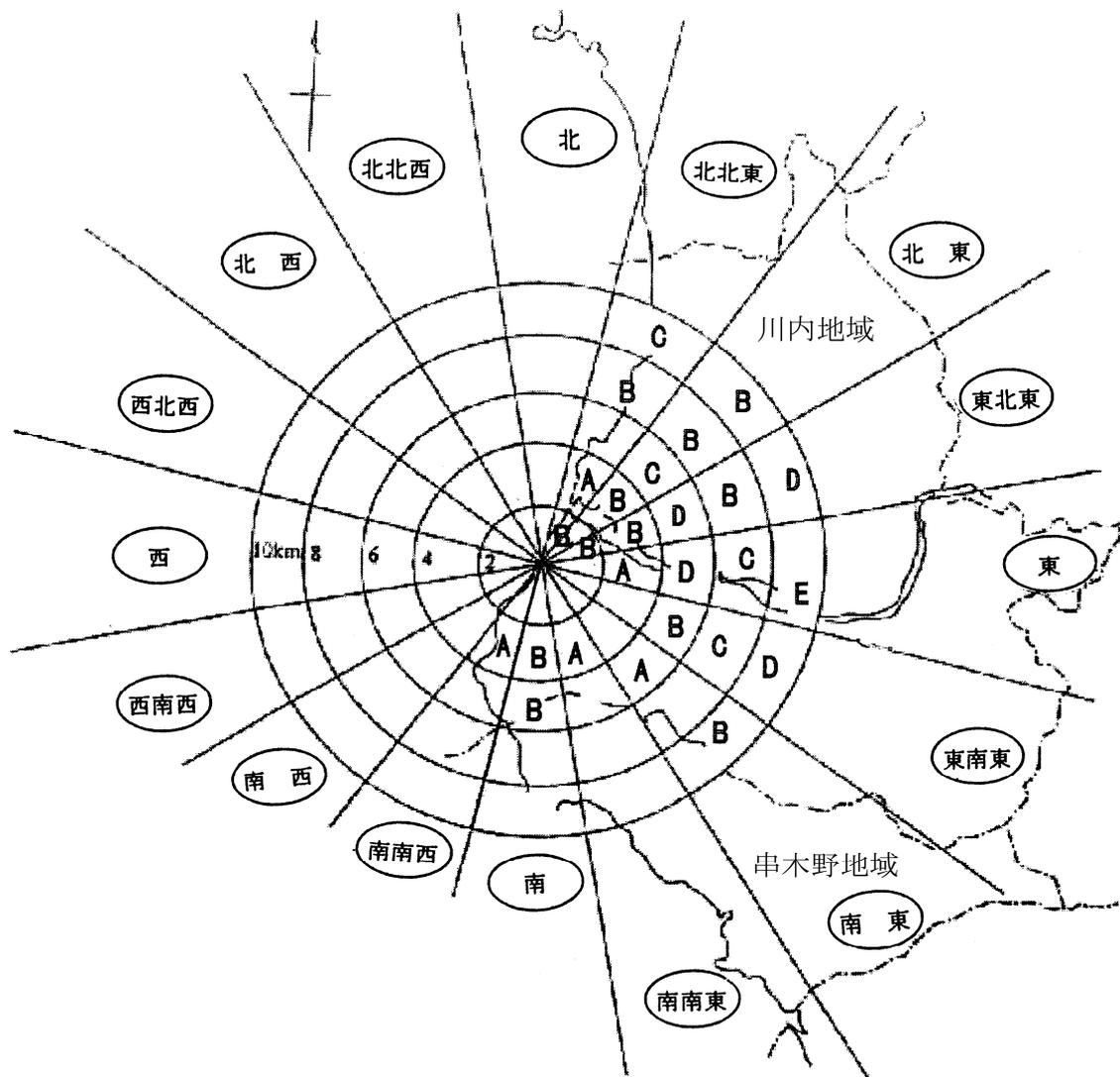


3-4 原子力発電所周辺の方別、距離別集落表

(令和6年3月31日現在)

方位 距離 (km)	南南西	南	南南東	南 東	東南東	人 口 (人)
1 (0~1)						
2 (1~2)						
3 (2~3)						
4 (3~4)						
6 (4~6)		土 川 42	下 山 43 平 山 7			92
8 (6~8)		万 福 15 萩元上 30 萩元下 71 野中楯 92	小ヶ倉 0			208
10 (8~10)		光瀬上 27 光瀬下 35 光瀬浦 36 海土泊 48 浜 西238 浜 中152 浜 東183 平 身 37	松 尾122 横 須 27 猪之鼻 42 河 原 22 白 浜134 荒川下 44 中 向 58 寺 村 52	大河内 48 草 良 52		1,357
人口 (人)		1,006	551	100		1,657

3-5 原子力発電所周辺の人口分布図



凡 例

人 口	1~100 人 未満	A
	100~500 人 未満	B
	500~1,000 人 未満	C
	1,000~5,000 人 未満	D
	5,000 人 以上	E

3-6 原子力発電所周辺の人口構成とその分布状況

(令和6年3月31日現在)

位 置		集 落 名	世 帯 数 (戸)	人 口 (人)	再 掲	
方位	距離 (km)				乳幼児	妊 婦
南 東	10	大 河 内	26	48	1	0
		草 良	31	52	2	0
	計 (2)		57	100	3	0
南 南 東	5	下 山	21	43	0	0
	6	平 山	5	7	0	0
	7	小 ケ 倉	0	0	0	0
	9	松 尾	64	122	4	0
		横 須	15	27	0	0
		河 原	14	22	0	0
		猪 之 鼻	21	42	0	0
	10	白 浜	69	134	0	0
		荒 川 下	24	44	1	0
		中 向	31	58	0	0
	計 (11)		288	551	7	0
南	6	土 川	26	42	0	0
	7	万 福	11	15	0	0
	8	萩 元 下	40	71	0	0
		萩 元 上	19	30	0	0
		野 中 椿	45	92	0	0
	9	海 土 泊	29	48	1	0
		光 瀬 浦	20	36	1	0
		光 瀬 下	19	35	0	0
		光 瀬 上	16	27	0	0
		浜 西	126	238	4	1
		浜 中	87	152	0	0
		浜 東	102	183	3	0
	平 身	16	37	2	0	
計 (13)		556	1,006	11	1	
合 計 (26)		901	1,657	21	1	

3-7 原子力発電所周辺の宿泊施設状況

所在地	施設名	収容人員 (人)	電話番号	備考
浦和町	翠海荘	30	0996-32-3035	
旭町	ビジネスホテルニューミナト	21	0996-33-0001	
別府	民宿 パレス	58	0996-32-7770	
曙町	民宿 田尻	20	0996-32-7199	
羽島	くしき野白浜温泉 みすまるの湯	20	0996-35-0031	
羽島	GUEST HOUSE SUN DOWN	10	0996-35-0031	
浜ヶ城	ビジネス旅館 浜ヶ城	12	0996-32-7490	
長崎町	ホテルアクシアくしきの	172	0996-32-4177	
湊町	Fukiagehama Field Hotel	120	0996-36-2511	
浜田町	海の家かたりべ	5	0996-31-0050	
羽島	農家民宿 じゃがいもの花	5	0996-35-0444	
上名	農家民宿 いのはい	5	0996-32-7178	
川上	なかぐみ・きよらの杜	5		
大里	いちごいちえ	5	0996-36-5115	
合計	14 軒	488		

3-8 原子力発電所周辺の観光客の季節的状況

観光客数

(令和5年)

市名	(1~3月)	(4~6月)	(7~9月)	(10月~12月)	計
いちき串木野市	34,302人	38,990人	33,017人	35,778人	142,087人

3-9 市保有車両状況

(台)

庁舎名	一般車両	マイクログラス			
		車番号	乗車人員	備考	
串木野庁舎	69	3	200 さ 11-14	29	行政バス (ちどり号)
			200 は 4-02	41	福祉バス
			230 さ 18-65	25	記念館号
市来庁舎	35	1	200 さ 10-35	29	行政バス (れいめい号)
計	104	4			

3-10 鹿児島県（知事部局）の輸送車両状況

機関名	所在地	電話番号	輸送定員 (人)	台数 (台)	輸送能力 (人)	備考
鹿児島県	鹿児島市 鴨池新町10-1	099(286)2111 FAX(286)5925	-	61	-	軽四輪自動車
				82		小型乗用車
				111		普通乗用車
				708		小型四輪貨物
				38		普通四輪貨物
				5		バス
				64		特殊用途車
計			1,069			

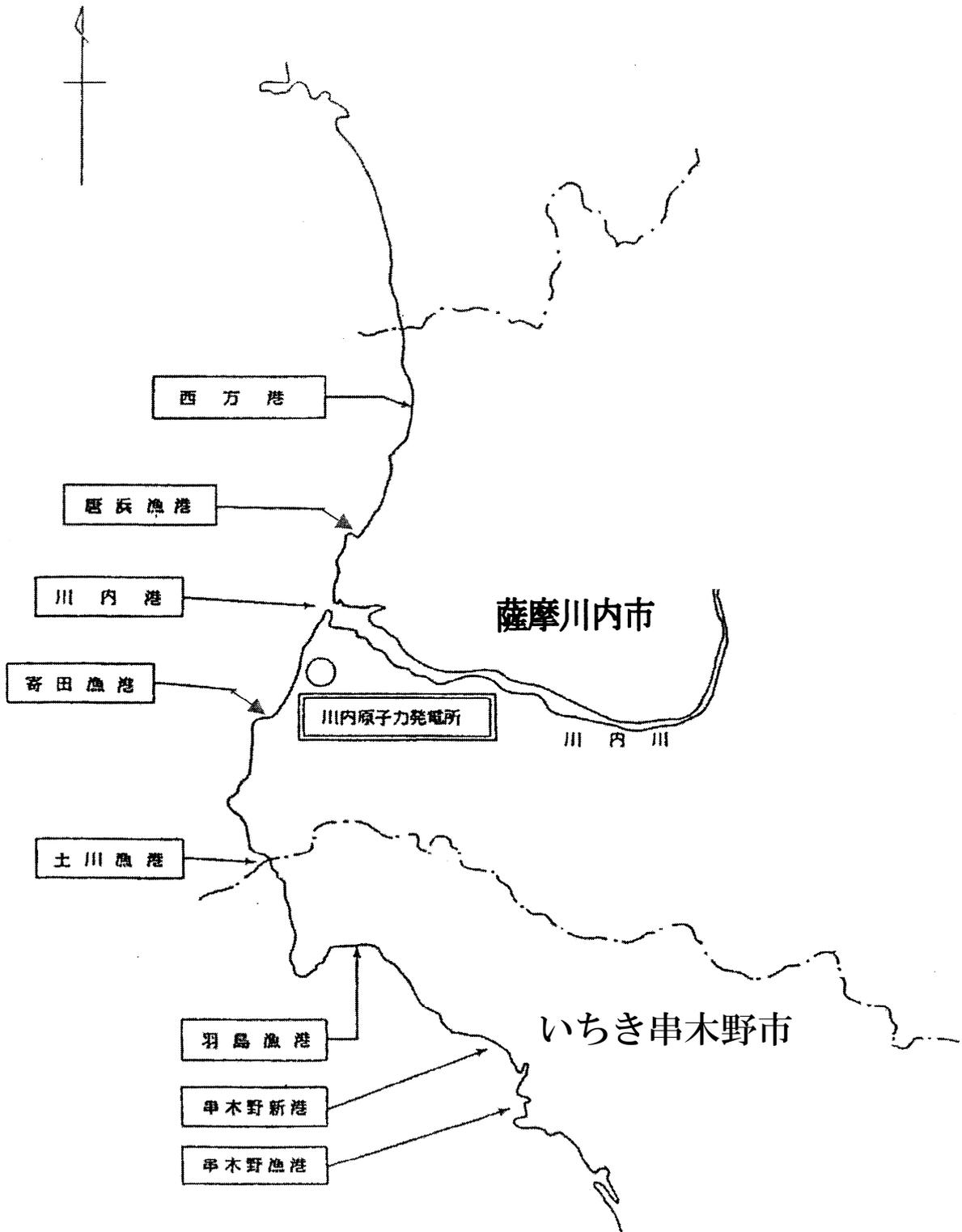
3-11 緊急時輸送車両状況

	機 関 名	所 在 地	電話番号	車両定員 (人)	台数 (台)	輸送能力 (人)
レ ン タ カ ー	串木野レンタカー	いちき串木野市 曙町131	(32)3251	4	6	24
				5	3	15
				8	1	8
バ ス	山光交通	いちき串木野市 別府3208-2	(32)1523	56	1	56
				55	1	55
				29	4	116
タ ク シ ー	第一交通(株)タクシー 串木野営業所	いちき串木野市 栄町163	(32)2128	5	17	85
				10	1	10
	串木野タクシー(株)	いちき串木野市 曙町131	(33)1111	5	7	35
計				180	42	407

3-12 退避・避難所として利用できる施設の状況

位置		名称	所在地	収容人数 (人)	管理者	電話番号	備考
方位	距離 (km)						
南	6.2	土川交流センター	羽島9675	88	館長	(35)0887	要配慮者等屋内退避施設
南	8.4	羽島交流センター	羽島5218	167	会長	(35)0014	要配慮者等屋内退避施設
南	8.6	羽島小学校	羽島5391	1,227	校長	(35)0009	
南	8.6	羽島中学校	羽島5355	1,334	校長	(35)0015	
南南東	11.0	荒川小学校	荒川2371	554	校長	(32)2010	
南南東	11.1	荒川交流センター	荒川2463	92	会長	(32)8809	
南南東	13.6	串木野西中学校	平江20226-1	1,972	校長	(32)3536	
南南東	13.6	野平交流センター	平江20271-5	235	会長	(32)1513	
南南東	13.8	B&G海洋センター	野元20957-1	986	社会教育課長	(32)8994	
南東	15.3	串木野小学校	日出町536	3,070	校長	(32)1738	
南東	15.3	串木野中学校	日出町700	2,089	校長	(32)1735	
南南東	15.3	市民文化センター	昭和通133-1	686	社会教育課長	(33)5655	
南南東	15.4	働く女性の家	新生町183	284	福祉課長	(32)7130	
南南東	15.4	串木野高齢者福祉センター	新生町183	334	長寿介護課長	(32)9570	
南南東	15.6	串木野体育センター	長崎町91	451	社会教育課長	(32)1899	
南東	18.2	冠岳交流センター	冠岳13511-2	100	会長	(32)0760	
南東	16.6	生福小学校	生福8605	40	校長	(32)3307	
南東	15.4	上名交流センター	麓817	120	会長	(32)8770	
南南東	14.6	中央交流センター	元町236	150	会長	(33)1231	
南南東	16.5	照島小学校	照島5453-3	100	校長	(32)4446	
南南東	14.6	本浦交流センター	西浜町1-2	100	会長	(33)2371	
南東	13.6	旭交流センター	金山14103-1	100	会長	(32)8811	
南南東	20.5	川北交流センター	大里5664	100	会長	—	
南南東	20.8	川南交流センター	大里3246-1	80	会長	—	
南南東	18.3	いちきアクアホール	湊町1-102	100	社会教育課長	(21)5800	
南東	18.6	川上交流センター	川上978	100	会長	(36)4334	
南東	16.2	総合体育館	生福5298-3	1,000	社会教育課長	(32)8588	
計		27か所		15,659			

3-13 港湾分布図



3-14 港湾等整備状況

位置		港湾名	所在地	連絡先	接岸可能 t数 (重量t)	水深 (m)	岸壁等 の長さ (m)
方位	距離 (km)			電話番号			
南	6	土川漁港	羽島	いちき串木野市 水産商工課 0996-32-3111	—	-1.0 } -2.0	35
	9	羽島漁港	羽島	鹿児島地域振興局 農林水産総務課 099-805-7352	20	-0.5 } -6.0	344.2
南 南 東	14	串木野漁港	本浦・照島	鹿児島地域振興局 農林水産総務課 099-805-7352	700	-0.5 } -6.0	2,645.4
	13	串木野新港	西薩町	鹿児島地域振興局 建設総務課 099-805-7308	15,000	-4.5 } -10.0	1,271
	17	市来漁港	市来	いちき串木野市 水産商工課 0996-32-3111	—	±0.0 } -2.0	172.8
	20	戸崎漁港	戸崎	鹿児島地域振興局 農林水産総務課 099-805-7352	—	±0.0 } -2.0	209

3-15 船舶・漁船保有状況

1 船舶保有状況

位置		港湾名	所在漁協名	連絡先 電話番号	船舶数(隻)						乗船 可能 人員 (人)	地区 人口 (人)
方位	距離 (km)				0 } 3 t	3 } 5 t	5 } 10 t	10 } 20 t	20 } 50 t	50 t } 以上		
南	6	土川漁港	羽島漁協	0996 35-0001	5						5	45
	9	羽島漁港	羽島漁協	0996 35-0001	18						18	915
南 南 東	14	串木野漁港	串木野市漁協	0996 32-4111	109						109	6,270
			県漁協島平支所	0996 32-2108								
	13	串木野新港	—	—								
	17	市来漁港	市来町漁協	0996 36-2009	13						13	1,757
20	戸崎漁港	11								11	276	

2 漁船保有状況

位置		港湾名	所在漁協名	連絡先 電話番号	船舶数(隻)						乗船 可能 人員 (人)
方位	距離 (km)				0 } 3 t	3 } 5 t	5 } 10 t	10 } 20 t	20 } 50 t	50 t } 以上	
南	6.2	土川漁港	羽島漁協	0996 35-0001	42	2	3				55
	9.1	羽島漁港									
南 南 東	14	串木野漁港	串木野市漁協	0996 32-4111	62	13	1	1		26	720
			県漁協島平支所	0996 32-2108							
	17	市来漁港	市来町漁協	0996 36-2009	20	6	6				50
	20	戸崎漁港									

3-16 防災関係機関の船舶等

第十管区海上保安本部船舶等調べ

1 巡視船等

港名	船名	所 属	総トン数	船 種	備 考
鹿児島	しきしま	鹿児島海上保安部	6,500	巡 視 船	ヘリコプター 2機搭載
	れいめい	〃	〃	〃	ヘリコプター 1機搭載
	あかつき	〃	〃	〃	〃
	しゅんこう	〃	6,000	〃	ヘリコプター 2機搭載
	あさなぎ	〃	〃	〃	〃
	ゆみはり	〃	〃	〃	〃
	あかいし	〃	1,800	〃	
	さつま	〃	1,200	〃	
	こしき	〃	1,300	〃	
	さつかぜ	〃	26	巡 視 艇	
串木野	とから	串木野海上保安部	335	巡 視 船	
	るりかぜ	〃	26	巡 視 艇	
喜入	さくらかぜ	喜入海上保安署	〃	〃	
志布志	りんどう	志布志海上保安署	〃	〃	
山川	うけゆり	指宿海上保安署	〃	〃	

2 航空機

基 地	機 種	機 名	所 属	速度(Kt)	座席数
鹿 児 島 (溝 辺)	サーブ340	MA951号機	海 上 保 安 庁	250	27
〃	〃	MA952号機	〃	〃	〃
〃	アグスタ139	MH976号機	〃	167	15
〃	〃	MH977号機	〃	〃	〃
〃	スーパービューマ332	MH805号機	〃	135	19
〃	〃	MH806号機	〃	〃	〃
鹿 児 島 (巡視船しゅんこう)	スーパービューマ225	MH693号機	〃	150	21
〃	〃	MH694号機	〃	〃	〃
鹿 児 島 (巡視船れいめい)	〃	MH695号機	〃	〃	〃
鹿 児 島 (巡視船あかつき)	〃	MH696号機	〃	〃	〃
鹿 児 島 (巡視船あさなぎ)	〃	MH698号機	〃	〃	〃

資料〈原子力〉 3-16 防災関係機関の船舶等

鹿 児 島 (巡視船あさなぎ)	スーパービューマ225	MH699号機	海上保安庁	150	21
鹿 児 島 (巡視船ゆみはり)	〃	MH700号機	〃	〃	〃
〃	〃	MH701号機	〃	〃	〃
鹿 児 島	アグスタ139	はやと	県 警 本 部		
〃	アグスタ139	さつま	県 危 機 管 理 局	306km/h	14

3-17 ヘリコプター緊急時離着陸場予定地

位 置		施設名	所 在 地	管理者	電話番号	有効面積 (㎡)	備 考
方位	距離 (km)						
南	6.0	旧土川小学校	いちき串木野市羽島9944			1,750	北側・東側校舎
南	8.0	羽島小学校	いちき串木野市羽島5359	校長	35-0009	2,500	北側・西側校舎
南	8.0	羽島中学校	いちき串木野市羽島5355	校長	35-0015	3,332	北側・東側校舎
南東	10.0	荒川小学校	いちき串木野市荒川2347	校長	32-2010	2,736	北側・西側校舎

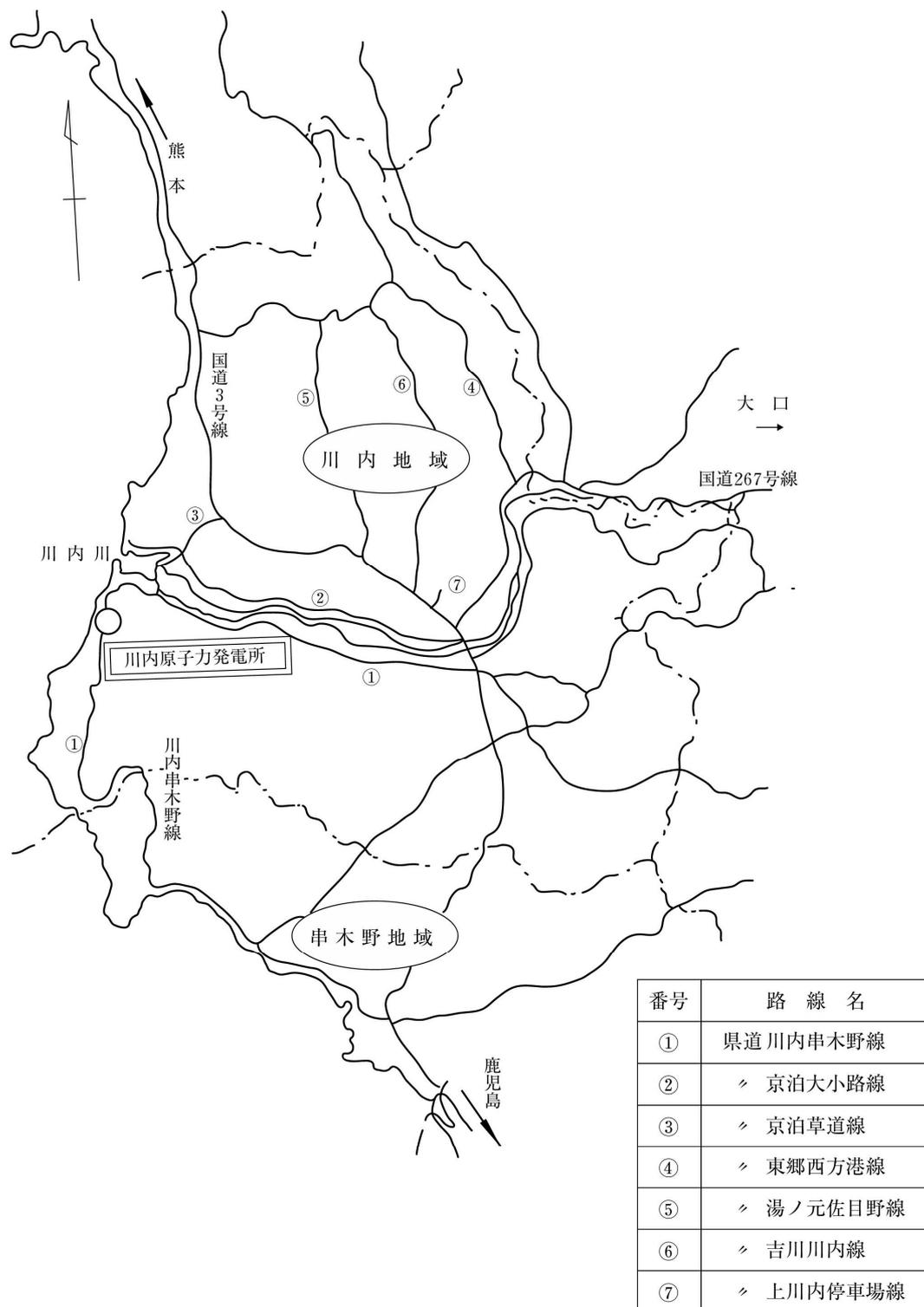
3-18 自衛隊ヘリコプター所要時間等調

部 隊 名	所 在 地	機 種	定員 (人)	速力 (km/h)	所要時間 (分)
第8飛行隊 西部方面 ヘリコプター隊 3飛行隊	熊本県上益城郡益城町 大字小谷高遊原駐屯地	UH-1H	7~10	180	高遊原→いちき串木野 41
		OH-6D	4	200	37
		バートル107	20	220	34
		CH47-JA	35	220	34
		LA-1	4	500	20
西方ヘリ隊 第4飛行隊	佐賀県神埼郡三田川町 目達原駐屯地	バートル107	20	220	目達原→いちき串木野 34
		DH47-JA	35	220	34
		HU-1H	7~10	180	64
		OH-6D	4	220	37
第1航空群 第211教育 飛行隊	鹿屋市西原3丁目11-2	UH-60J	10	250	鹿屋→いちき串木野 20
		SH-60J	4	250	20
		OH-6D	4	200	25

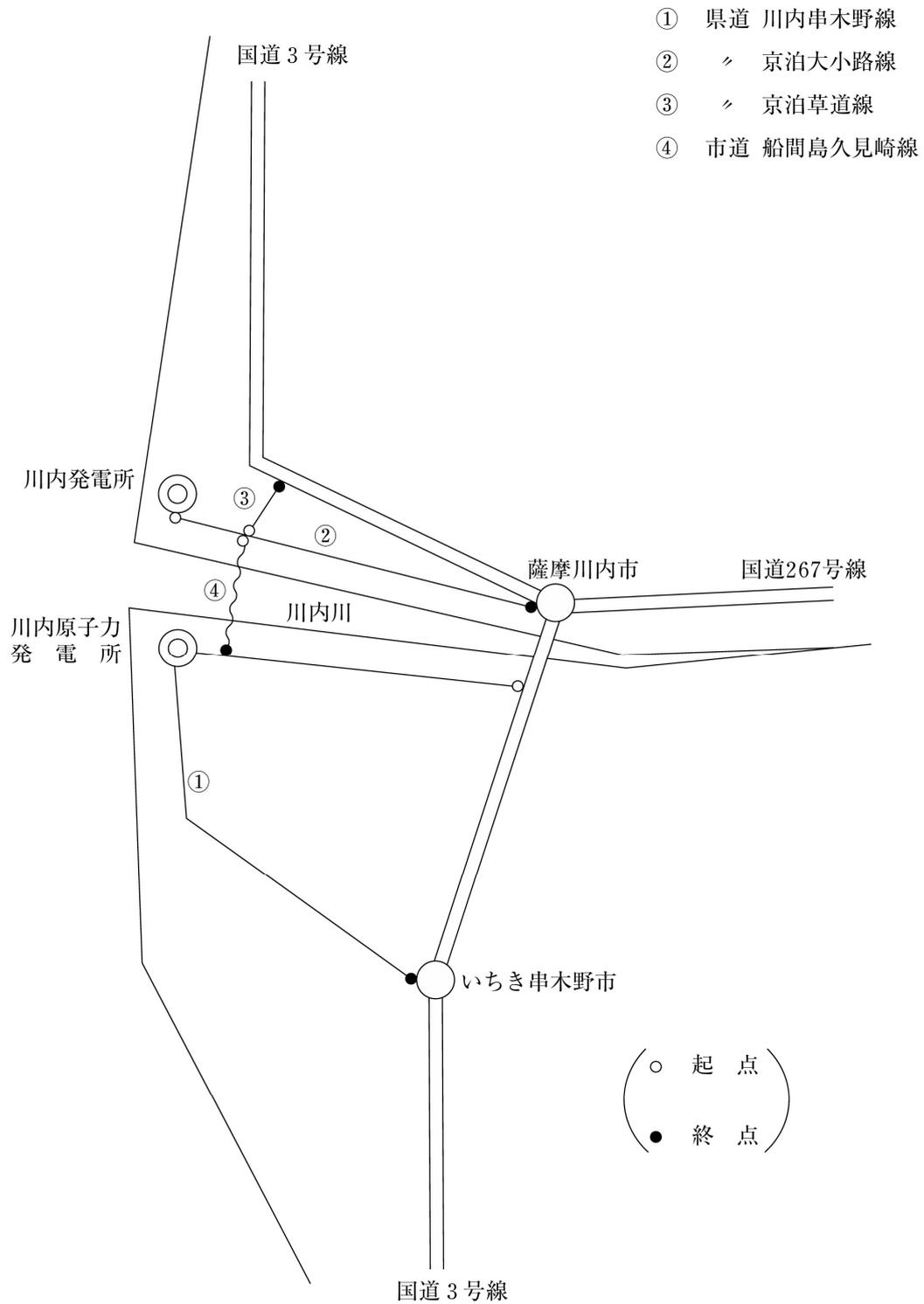
(注) 定員は搭乗員を除いた数字

3-19 原子力発電所周辺の道路図

1 原子力発電所周辺主要道路網



2 原子力発電所周辺主要幹線道路接続図



3-20 原子力発電所周辺の道路状況

1 国道

(平成17年4月1日)

名 称	経 由			延長(km)	最小幅員 (全幅)(m)	橋りょう		舗装	一時間当たりの交通量				
	起 点	経由地点	終 点			橋りょう数	制限		区分	平均	最高	地 点	時 刻
一般国道3号	北九州市	熊 川 本 内	鹿児島市	390.259	西方 6.5			全	上り	465.3	587	薩摩川内市水引	AM7~8
									下り	477.5	715	〃	PM5~6
									合計	942.8	1,302	〃	AM7~8

※国土交通省 国道工事事務所 阿久根維持出張所 道路統計年表

2 県道

(平成17年4月1日)

名 称	経 由			延長(km)	最小幅員 (全幅)(m)	橋りょう		舗装	一時間当たりの交通量				
	起 点	経由地点	終 点			橋りょう数	制限		区分	平均	最高	地 点	時 刻
川内串木野線	川 内		いちき串 木野	37.058	高江町4.8(6.1) いちき串木野市 羽島 萩元 3.0	27	0	全	上り	101.3	317	薩摩川内市久見 崎町	PM5~6
									下り	106	271	〃	AM7~8
									合計	207.3	588		

3 市道

名 称	起 点	終 点	接続幹線道路 (接続地点)	延 長 (m)	最小~最大 幅員 (m)	橋 り ょ う		舗 装
						橋りょう数	制 限	
土 川 線	羽 島	土 川	川内串木野線	4,806.0	2.2~	1	—	全

3-21 災害時における放送要請に関する協定

災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第57条の規定に基づき、鹿児島県知事と日本放送協会鹿児島放送局長外2者とは、災害時における放送要請に関する手続きについて、次のとおり協定する。

第1条 鹿児島県知事（以下「甲」という。）は、法第57条の規定に基づき、日本放送協会鹿児島放送局長外2者（以下「乙」という。）に放送を要請するときは、この協定の定めるところによるものとする。

第2条 甲が乙に放送を要請するときは、次の各号に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- 1 放送を要請する理由
- 2 放送事項
- 3 その他必要な事項

第3条 乙は、甲から要請を受けた事項に関して放送の形式・内容・時刻および放送系統をそのつど自主的に決定し放送するものとする。

第4条 第2条に掲げる放送要請に関する事項の伝達およびこれに関する連絡の確実・円滑を図るため、連絡責任者を次のとおり定める。

鹿児島県総務部消防防災課長
日本放送協会鹿児島放送局放送部長
株式会社南日本放送報道制作局報道課長
鹿児島テレビ放送株式会社報道制作局長

第5条 この協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、昭和56年4月1日から施行する。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保持する。

昭和56年4月1日

甲 鹿児島県知事
乙 日本放送協会 鹿児島放送局長
株式会社南日本放送
鹿児島テレビ放送株式会社

昭和58年6月1日

乙 株式会社鹿児島放送

平成4年9月18日

乙 株式会社エフエム鹿児島

平成6年4月15日

乙 株式会社鹿児島読売テレビ

3-22 報道機関一覧表

社名	所在地	電話番号	備考
NHK 日本放送協会鹿児島放送局	鹿児島市本港新町4-6	099(805)7110	
MBC 南日本放送株式会社	鹿児島市高麗町5-25	099(254)7111	
KTS 鹿児島テレビ放送株式会社	鹿児島市紫原6-15-8	099(258)1111	
KKB 株式会社鹿児島放送	鹿児島市与次郎2-5-12	050(3816)5111	
KYT 株式会社鹿児島読売テレビ	鹿児島市与次郎1-9-34	099(285)5555	
株式会社エフエム鹿児島	鹿児島市東千石町1-38 鹿児島商工会議所ビル3階	099(239)1133	
株式会社南日本新聞社	鹿児島市与次郎1-9-33	099(813)5001	
株式会社西日本新聞社 鹿児島支局	鹿児島市山之口町12-14 太陽生命鹿児島ビル2階	099(222)9255	
株式会社読売新聞西部本社 鹿児島支局	鹿児島市山之口町1-10 鹿児島中央ビル9階	099(222)7370	
株式会社毎日新聞社 鹿児島支局	鹿児島市西千石町1-32	099(223)7331	
株式会社朝日新聞社 鹿児島総局	鹿児島市東千石町3-43	099(222)3151	
株式会社日本経済新聞社 鹿児島支局	鹿児島市照国町14-17	099(222)2322	
一般社団法人共同通信社 鹿児島支局	鹿児島市与次郎1-9-33 南日本新聞社6階	099(256)1777	
株式会社時事通信社 鹿児島支局	鹿児島市名山町1-3 鹿児島ビル4階	099(226)0565	
株式会社南海日日新聞社 鹿児島総局	鹿児島市下荒田4-46-23 小牧ビル1階	099(285)1257	
NHK薩摩川内市局	薩摩川内市向田本町16-12	0996(23)2900	
MBC薩摩川内支社	薩摩川内市原田町3-7	0996(23)7230	
KTS薩摩川内支局	薩摩川内市大小路町34-26	0996(23)6150	
KKB情報報道センター	薩摩川内市平佐町3577-4 ハイムたてやま203	090(3327)1590	
KYT薩摩川内市局	薩摩川内市大小路城8-13	0996(23)4540	
FMさつませんたい	薩摩川内市鳥追町1-1 川内駅2階	0996(20)3871	
南日本新聞社薩摩川内総局	薩摩川内市東向田町4-13	0996(23)2009	
読売新聞社薩摩川内通信部	薩摩川内市平佐1-36	0996(23)2070	

3-23 防災行政無線及び有線放送設備整備状況

1 防災無線通信屋外放送施設

位置		名称	所在地	電話番号	放送時間	放送地域
方位	距離(km)					
南	6	土川	羽島9675番		随時	土川
南南東	6	下山	羽島9052番1		〃	下山
		平山	羽島8504番1		〃	平山
南南東	8	小ヶ倉	小ヶ倉8805番45		〃	小ヶ倉
南		万福	羽島7803番		〃	万福
		野中柊	羽島3320番1		〃	野中柊
南	10	羽島 (交流センター)	羽島5218番	35-0014	〃	萩元上、萩元下、光瀬下
		海土泊	羽島5771番地先		〃	海土泊、光瀬上、光瀬浦
		羽島 (漁協)	羽島4928番4	35-0001	〃	浜西、浜東、浜中
南南東	10	松尾	羽島4210番		〃	松尾、平身
		横須	羽島3548番		〃	横須
		猪之鼻	羽島1597番2		〃	猪之鼻
		河原	羽島1842番地先		〃	河原
		白浜	羽島947番		〃	白浜
		辻	羽島2632番		〃	辻
		荒川下	荒川640番1		〃	荒川下
		別府平	荒川846番1		〃	荒川下
		中向	荒川1812番2		〃	中向
		寺村	荒川2450番		〃	寺村
南東	10	大河内	荒川2962番		〃	大河内
		草良	荒川3389番		〃	草良
計		21か所				

2 有線放送施設

位置		名称	所在地	放送時間	放送地域
方位	距離(km)				
南南東	10	荒川地区	荒川2204	随時	荒川全域
		猪之鼻公民館	羽島	〃	猪之鼻全域
		白浜公民館	羽島	〃	白浜全域
		河原公民館	羽島2475	〃	河原全域
計		4か所			

3 防災行政無線戸別受信機

※いちき串木野市は全戸に設置済み

3-24 原子力発電所上空の飛行規制

飛行規制の内容

航空機による原子力発電所に対する災害を防止するため、次の発電所付近の飛行はできる限り避けること。

名 称	場 所	炉心位置	施 設		
			種類	熱出力	敷地面積
九州電力(株) 川内原子力発電所	鹿児島県 薩摩川内市 久見崎	31° 49' 47" N	動力炉	2,660MW	1,450,000m ²
1号機		130° 11' 33" E			
2号機		31° 49' 47" N	"	"	
		130° 11' 33" E			

第4章 災害応急対策

4-1 県所有の環境放射線モニタリング設備・機器の整備状況

項目	機材・装置名	台数	設置・保管場所
空間放射線測定	モニタリングステーション 〔 NaI (Tl) シンチレーション式空間放射線量測定装置 電離箱式空間放射線量測定装置 ダストモニタ ダスト ヨウ素サンプラー 気象観測装置 〕	1 式	薩摩川内市内 (小平局)
	モニタリングポスト 〔 NaI (Tl) シンチレーション式空間放射線量測定装置 (31台) 電離箱式空間放射線量測定装置 (41台) ダスト ヨウ素サンプラー (21台) 大気モニタ (22台) ヨウ素サンプラー (6台) 気象観測装置 (41式) 電子式線量計 (33式) 〕	99 式	薩摩川内市内 (51局) いちき串木野市 (10局) 阿久根市 (9局) 日置市 (7局) 出水市 (8局) さつま町 (9局) 鹿児島市 (3局) 始良市 (1局) 長島町 (1局)
	環境放射線監視テレメータシステム	1 式	環境放射線監視センター
	可搬型モニタリングポスト	7 台	
	簡易型モニタリングポスト	7 台	
	モニタリングカー	1 台	
	〔 電子式線量計 〕		
	車載用放射線検出器	10 式	
	サーベイメータ		
	〔 NaI (Tl) シンチレーション式 電離箱式 GM 式 〕	26 台 10 台 17 台	
蛍光ガラス線量計 (RPLD)	400 本		
蛍光ガラス線量計リーダ	2 台		
放射能分析	ポータブルエアサンプラー	5 台	
	ポータブルダストサンプラー	3 台	
	ダストサンプラー	5 台	
	Ge 半導体検出器 γ 線分光分析装置	5 台	
	LBG β 線測定装置 (1 インチ)	1 台	
	LBG 液体シンチレーション計数装置	1 台	
	環境試料採取用器具類	1 式	
	前処理関係機器類	1 式	

4-2 九州電力所有の環境放射線モニタリング設備・機器の整備状況

項目	機材・装置名	台数	
空間 放射 線 量 測 定	モニタリングステーション 〔 NaI (Tl) シンチレーション式線量測定装置 電離箱式線量測定装置 ヨウ素及びダスト測定装置 〕	2式	
	モニタリングポスト 〔 NaI (Tl) シンチレーション式線量測定装置 電離箱式線量測定装置 〕	3式	
	海側ポスト 〔 NaI (Tl) シンチレーション式線量測定装置 〕	1式	
	蛍光ガラス線量計 (RPLD)	250本	
	蛍光ガラス線量計 リーダ	1式	
	可搬型モニタリングポスト	3式	
	モニタリングカー	2式	
	〔 NaI (Tl) シンチレーション式線量測定装置※ ヨウ素及びダスト測定装置※ NaI (Tl) シンチレーション式サーベイメータ等 〕	(※は2号モニタリングカーに積載)	
	放射 能 分 析	Ge γ 線多重波高分析装置	1式
		LBG液体シンチレーション計数装置	1式
1インチLBG計数装置		1式	
高周波プラズマ発光分析装置		1式	
前処理関係機器類		1式	
環境試料採取用器具類		1式	

4-3 気象・海象観測機器の整備状況

1 気象観測機器

項目 機関名	風	風	雨	温	湿	感	日	日	放射	測 定 局 等
	向	速	量	度	度	雨	射	照	収	
	計	計	計	計	計	計	計	計	支	
	1	1	1			1				モニタリングポスト監視センター局
	1	1	1	1		1				モニタリングステーション小平測定局
	1	1	1			1				モニタリングポスト久見崎局
	1	1	1			1				モニタリングポスト上野局
	1	1	1	1	1	1	1		1	モニタリングポスト寄田局
	1	1	1			1				モニタリングポスト港局
	1	1	1			1	1		1	モニタリングポスト高江局
	1	1	1			1				モニタリングポスト唐山局
	1	1	1			1				モニタリングポスト網津局
	1	1	1			1				モニタリングポスト水引小局
	1	1	1			1				モニタリングポスト港体育館局
	1	1	1			1				モニタリングポスト船間島局
	1	1	1			1				モニタリングポスト湯島局
	1	1	1			1				モニタリングポスト河口大橋局
	1	1	1			1				モニタリングポスト山神田局
	1	1	1			1				モニタリングポスト毎床局
	1	1	1			1				モニタリングポスト山ノ口局
	1	1	1			1				モニタリングポスト下山局
	1	1	1			1				モニタリングポスト土川局
	1	1	1			1				モニタリングポスト羽島局
	1	1	1			1				モニタリングポスト大川中局
	1	1	1			1				モニタリングポスト里局
			1			1				モニタリングポスト鶴見局
			1			1				モニタリングポスト山門野局
			1			1				モニタリングポスト湯田局
			1			1				モニタリングポスト鶴川内局
			1			1				モニタリングポスト武本局
			1			1				モニタリングポスト泊野局
			1			1				モニタリングポスト定之段局
			1			1				モニタリングポスト陽成局
			1			1				モニタリングポスト南瀬局
			1			1				モニタリングポスト田原局
			1			1				モニタリングポスト高来小局
			1			1				モニタリングポスト樋脇小局
			1			1				モニタリングポスト祁答院中局
			1			1				モニタリングポスト青山局
			1			1				モニタリングポスト野下局
			1			1				モニタリングポスト常盤局
			1			1				モニタリングポスト長里局
			1			1				モニタリングポスト郡局

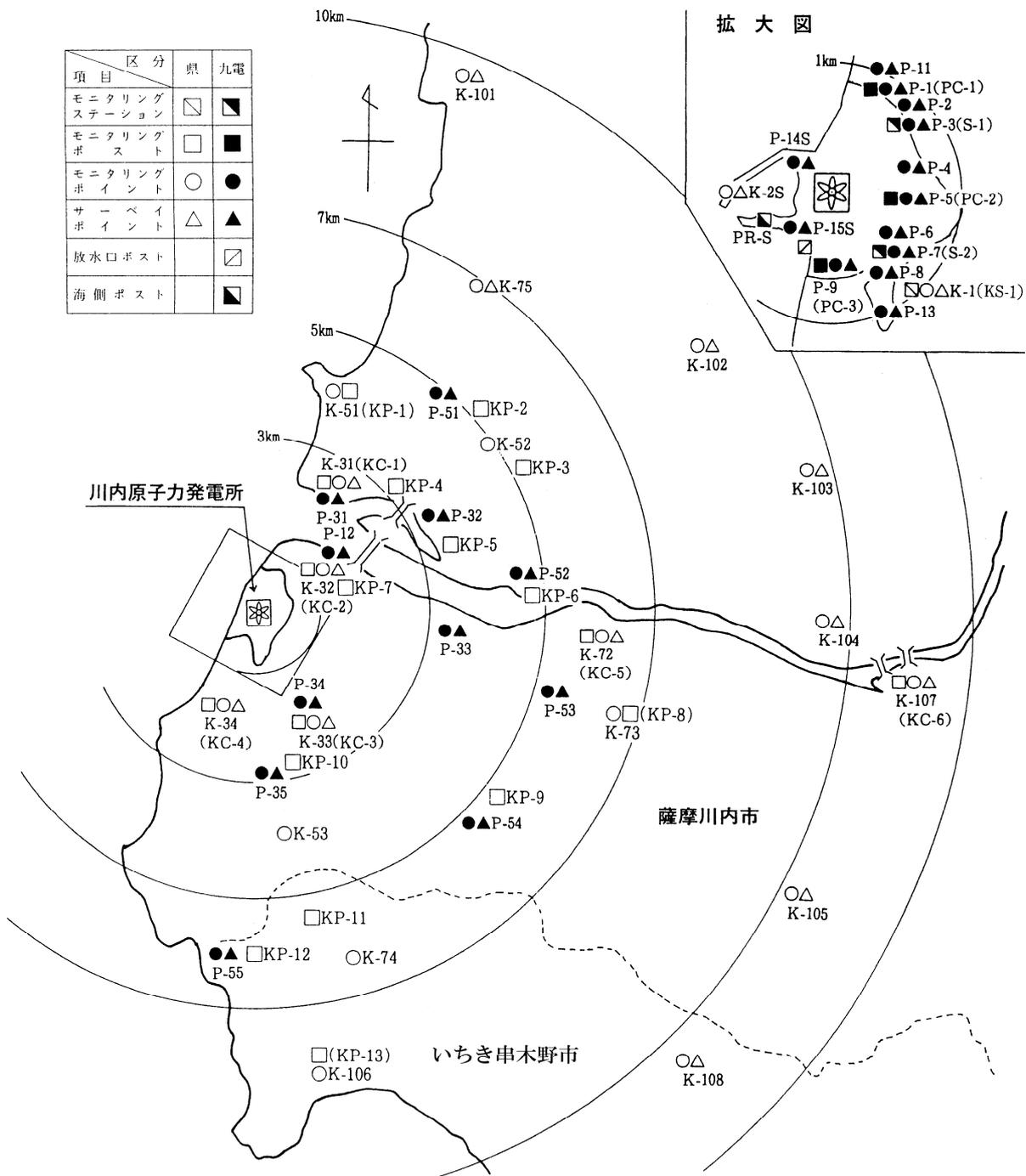
			1			1				モニタリングポスト荒川小局
			1			1				モニタリングポスト昭和通局
計	22	22	42	2	1	42	2	0	2	
鹿児島 地方気象台	1	1	1	1						川内地域気象観測所
			1							八重山地域雨量観測所
	1	1	1	1						中甕地域気象観測所
計	2	2	3	2	0	0	0	0	0	
九州電力 株式会社	2	2	1	1	1		1		1	敷地内
計	2	2	1	1	1	0	1	0	1	
合計	26	26	46	5	2	42	3	0	3	

2 海象観測機器

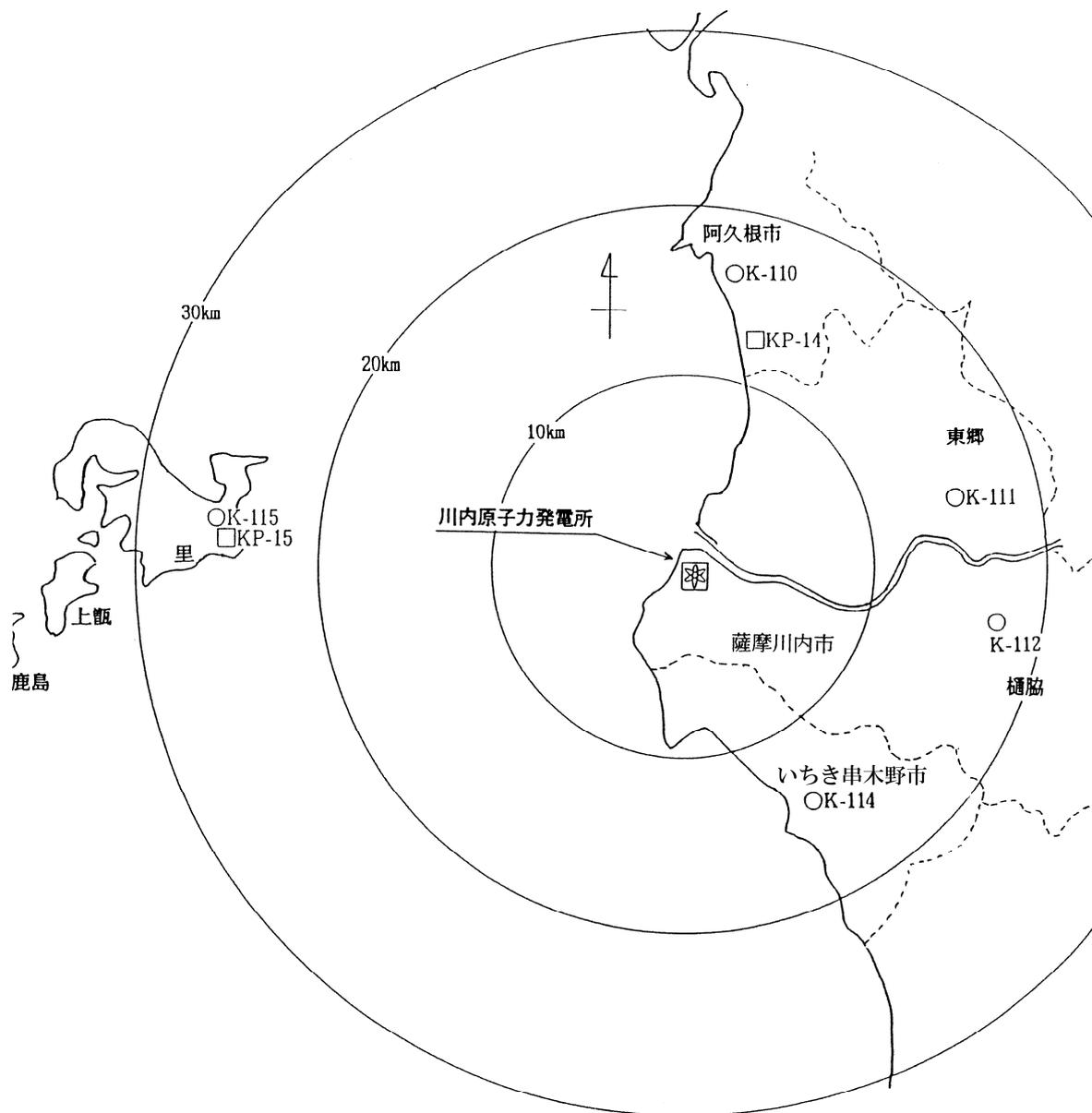
測定器の名称	台数	備考
海水温度計	2台	九州電力(株)所有

4-4 モニタリングポイント・モニタリングステーション等配置図

1 空間放射線測定地点



2 空間放射線測定地点（隣接市町村）



4-5 浮遊放射性物質の除去効率及びガンマ線による被ばくの低減係数

1 家屋の自然換気率

室 種 類	1 時間換気回数 (注)
洋室 (鉄筋コンクリート、木造)	0.2 ~ 1
和室 (ガラス戸)	0.3 ~ 2
〃 (紙障子)	1 ~ 3.5

注) 室内外温度差4度～5度で静穏時における密閉差時の換気回数

2 浮遊放射性物質のガンマ線による被ばくの低減係数

場 所	低 減 係 数
屋 外	1.0
自 動 車 内	1.0
木 造 家 屋	0.9
石 造 り 建 物	0.6
木造家屋の地下室	0.6
石造り建物の地下室	0.4
大きなコンクリート建物 (扉及び窓から離れた場合)	0.2以下

3 沈着した放射性物質からのガンマ線による被ばくの低減係数

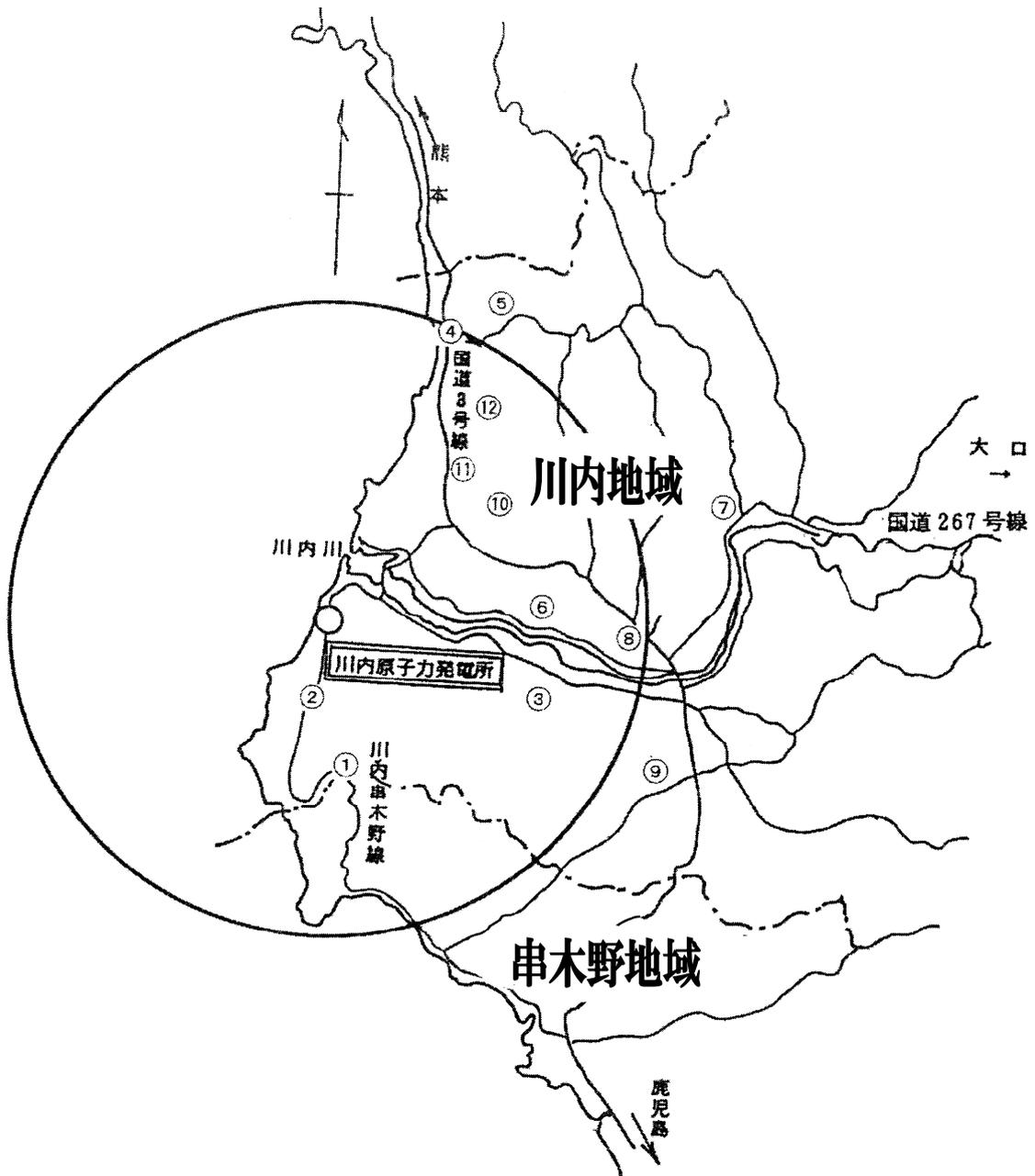
場 所	低 減 係 数
理想的な平滑な面上1 m (無限の広さ)	1.00
通常土地の条件下で地面から1 mの高さ	0.70
平屋あるいは2階建ての木造家屋	0.40
平屋あるいは2階建てのブロックあるいは煉瓦造りの家屋	0.20
その地下室	0.10以下
各階が約450～900㎡の面積の3～4階建て建物の1階及び2階	0.05
その地下室	0.01
各階の面積が約900㎡以上の多層建築物上層	0.01
その地下室	0.005

4 家庭内及び個人が利用可能なものによって口及び鼻の保護を行った場合の1～5 μmの微粒子に対する除去効率

物 質	折りたたみ数 (回)	除去効率 (%)
男性用木綿ハンカチーフ	16	94.2
トイレトペーパー	3	91.4
男性用木綿ハンカチーフ	8	88.9
男性用木綿ハンカチーフ	しわくちゃにする	88.1
けばの長い浴用タオル	2	85.1
けばの長い浴用タオル	1	73.9
モスリンのシーツ	1	72.9
ぬれたけばの長い浴用タオル	1	70.2
ぬれた木綿のシャツ	1	65.9
木綿のシャツ	2	65.5
ぬれた女性用木綿ハンカチーフ	4	63.0
ぬれた男性用木綿ハンカチーフ	1	62.6
ぬれた木綿衣服	1	56.3
女性用木綿ハンカチーフ	4	55.5
レイヨンスリッパ	1	50.0
木綿衣服	1	47.6
木綿のシャツ	1	34.6
男性用木綿ハンカチーフ	1	27.5

注) 本表は、一般公衆が家庭内の手近にある布や衣類を使用した場合のエアロゾルの除去効率のめやすを示すものである。この除去効率は、人の呼吸方法及び衣類の使用方法によって大きく変わりうるものであることに留意すべきである。

4-6 原子力発電所周辺の水道水源位置図



4-7 給水状況

(令和6年3月31日)

給水区域	水源の種類	位置		給水戸数実数(戸)	給水人口実数(人)	水源所在地	取水量(t/日)
		方位	距離(km)				
羽島	湧水 表流水	SSE	6.7	670	1,227	小ヶ倉	500
		SSE	7.8			平身川	631
羽島白浜	湧水 湧水	SSE	9.1	68	133	白浜	56
			9.4			白浜	20
羽島土川	深井戸	S	5	26	42	暖水	36
荒川	表流水	SE	9.1	136	254	太郎坊川	199

4-8 農林畜水産物関係の防災対策に当たる職員等

獣医師数

獣医師総数	農林・畜産				公衆衛生				その他			民間					備考
	行政機関	衛生所	家畜保健	機関試験研究	行政機関	保健所	機関試験研究	動物園	教育機関	市町村	団体農協	会社	業(産)	業(産)	業(産)	業(産)	
4											1					5	

4-9 原子力発電所周辺の農産物の生産出荷状況

農作物		項目	作付面積 (ha)	10 a 当たり収量 (kg)	生産量 (t)	出荷量 (t)	備考	
米			254	455	1,160	405		
雑穀			2.5	60	1.5			
甘しょ			26	2,858	743			
野菜	葉菜	キャベツ	8	1,937	160	150		
		ねぎ	1.5	2,000	30	19		
		ホウレンソウ	3	1,000	30	18		
		小計	12.5		220	187		
	果菜	なす	夏秋 2.7	1,333	36	23		
		かぼちゃ	普通 13	1,300	180	169		
		小計	15.7		216	192		
	根茎野菜	大根	秋冬 7	2,000	230	200		
		ばれいしょ	春 20	1,150	235	150		
		里いも	3.5	1,300	50	37		
		小計	30.5		515	387		
	計			58.7		951	766	
	果樹	温州みかん	60	2,000	1,200			
ポンカン		28	1,500	420				
でこぼん		3	2,000	60				
サワーポメロ		13	1,500	195				
果樹その他		21	214	45				
計		125		1,920				
総計			466.2		4,775.5	1,171		

4-10 原子力発電所周辺の葉菜に関する調査

集 落 名	葉菜の種類	面積 (ha)	生産量 (t)	出荷量 (t)	備考
草良、大河内、寺村 中向、荒川下、白浜 猪之鼻、河原、横須 野中楯、松尾、平身 浜中、光瀬上 光瀬下、海土泊 萩元上、萩元下 万福、平山、下山 土川、小ヶ倉	はくさい	1	25	21	
	キャベツ (春)	1	28	26	
	キャベツ (夏秋)	1	28	26	
	キャベツ (冬)	1	28	27	
	ねぎ	1	12	10	
	たまねぎ	5	15	14	
	レタス	0.5	4	3	
	ブロッコリー	0.5	4	3	
	ハウレンソウ	0.5	4	3	

4-11 原子力発電所周辺の畜産物の飼養及び出荷状況

畜産物名 項 目	肉 用 牛		乳 用 牛			豚		採卵鶏 (鶏卵)	ブロイラ ー
	子畜	枝肉	子畜	枝肉	牛乳	子畜	枝肉		
飼養戸数 (戸)	28		0			1		5	4
頭 羽 数	5,457頭		0頭			297頭		117,620羽	90,350羽
年 間 出 荷 量	子牛 550 頭	960 t	0 頭		0 t	子豚 0 頭	37 t	2,610 t	1,510 t

4-12 沿岸漁業・養殖業の漁獲量

1 主な漁業種類別漁獲量、経営体数

(単位 経営体数：人又は社、漁獲量：トン)

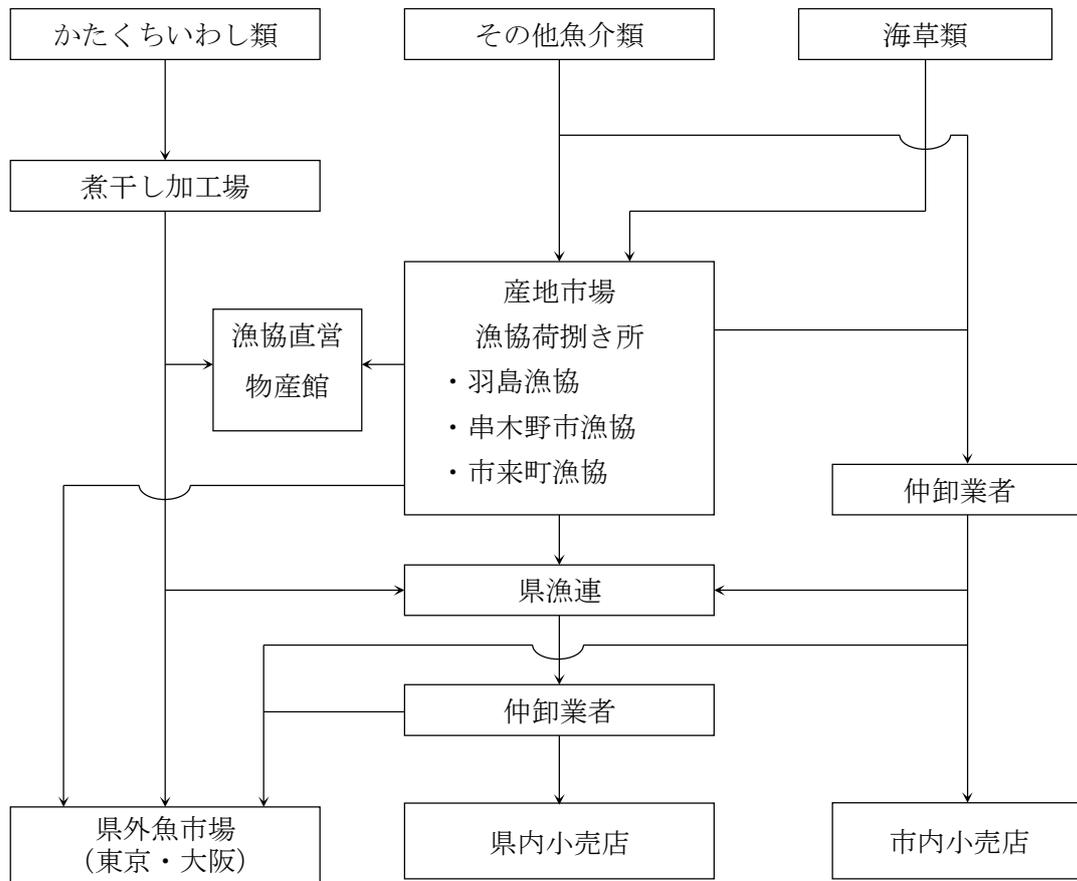
漁協名	漁業種類	刺網	一本釣り	はえなわ	かご	ばつち網	吾智網	その他漁業	養殖業(のり)	計
	項目									
羽島漁協	経営体数	13	10		6	1				30
	漁獲量	1.5	2.3		0.1	47.5				51.4
串木野市漁協	経営体数	5	47					29		81
	漁獲量	2.0	16.2					18.5		36.7
市来漁協	経営体数	5	33	2		2	2	5		49
	漁獲量	1.9	10.5	4.7		85.7	14.4	0.8		118.0

2 主な魚種別漁獲量

(単位：トン)

漁協	魚種	あじ類	しらす	かひらめ かれい類	はぎ類	えそ類	たい類	その他魚類	いか類	貝類	海藻類	その他の水産動物	のり(養殖)	計
羽島漁協		0.4	47.5	0.0	0.0	0.0	1.1	0.8	0.0			1.6		51.4
串木野市漁協		5.1		0.1	0.0	0.0	5.5	24.1		0.0		1.9		36.7
市来漁協		0.8	85.7	0.3	0.1	0.0	16.1	13.7	0.5	0.1		0.7		118.0

4-13 水産物の出荷ルート



4-14 医療設備・機器類及び防護資機材の整備状況

(令和6年3月31日現在)

区 分	県	いちき串木野市	いちき串木野市 消防本部	計
防護服	3,975着	417着	835着	5,227着
アノラック型	1,095着	190着	360着	1,645着
タイベック型	2,880着	227着	475着	3,582着
防護マスク	488個	109個	135個	732個
防護マスク用フィルター	525個	633個	156個	1,314個
防護マスク用フィルター(半面)		18個		18個
防塵マスク	P : 1,447個	340個	155個	1,942個
インナーキャップ	801個	362個		1,163個
防護靴	2,486足	494足	655足	3,635足
ゴム製鋼入り	495足	110足	207足	812足
オーバーシューズ	1,189足	384足	448足	2,021足
シューズカバー	802足			802足
防護手袋	18,188双	749双	878双	19,815双
ゴム製	8,961双	384双	424双	9,769双
綿製	9,227双	365双	454双	10,046双
ポケット線量計	213個	180個	117個	510個
〃 (デジタル型、アラーム機能なし)			66個	66個
〃 (デジタル型、ADM-102)	187個	40個	20個	247個
〃 (デジタル型、ADM-112)	16個	30個	31個	77個
〃 (デジタル型、PDM-112)	10個			10個
〃 (デジタル型、PDM-222v)		20個		20個
〃 (デジタル型、DC-200)		5個		5個
〃 (デジタル型、PDR-111)		85個		85個
サーベイメーター	549台	10台	6台	565台
GM1インチ (TGS-121)	16台	1台		17台
GM2インチ (TGS-136)	30台	3台		33台
〃 (TGS-146)	30台			30台
〃 (TGS-1146)	26台			26台
〃 (NHJ-120)	232台			232台
シンチレーション (TCS-151)		1台		1台
〃 (TCS-161)	4台			4台
〃 (TCS-171)	16台	4台		20台
〃 (TCS-172B)	17台		2台	19台
〃 (TCS-1172)	15台			15台
〃 (NHC-7)	162台			162台
電離箱 (ICS-315)		1台		1台
中性子線 (TPS-451C)	1台			1台
半導体式 (PDR-113)			4台	4台
IP無線機 (ハンディ型) (IM-550)	1台	19台		20台
IP無線機 (指令局型) (MPT-4G)		1台		1台
防災活動用トランシーバー	16台	19台		35台
携帯用拡声器		13台	15台	28台
広報用車両	1台	1台		2台
資機材運搬用車両			1台	1台
弱者搬送用車両		1台		1台
空気呼吸器			15台	15台
発電機 EF2000is		2台		2台
非常用発電機 EU24i		1台		1台
防護資機材保管用キャビネット		1個	3個	4個
ヨウ素剤 (丸薬)	101,669丸	63,000丸		164,669丸
ヨウ素剤 (ゼリー) 16.3mg	210包	260包		470包
ヨウ素剤 (ゼリー) 32.5mg	987包	900包		1,887包
化学防護服			5着	5着
衛星携帯電話	4台	1台	1台	6台
エアータンク一式			1式	1式
エアータンク式投光装置			1式	1式
空気ボンベ用空気圧縮機			1基	1基
簡易テント			3張	3張
LED投光器		1台		1台

資料〈原子力〉4-14 医療設備・機器類及び防護資機材の整備状況

マルチライトスタンド JMLS-40-3		2台		2台
雨具	1,498個	352個		1,850個

4-15 医療機関の状況

病院名	開設者	所在地	電話番号	病床数					診療科名
				一般	精神	結核	療養型	計	
花牟禮病院	医療法人康陽会	〒896-0014 いちき串木野市元町190	0996 32-3281	40				40	内、放、胃
丸田病院	医療法人杏林会	〒896-0015 いちき串木野市旭町83	0996 32-2263	25			28	53	内、胃、理
脳神経外科センター	社団法人いちき串木野市医師会	〒896-0052 いちき串木野市生福5391-3	0996 32-9999	39			25	64	脳神外
南洲整形外科病院	医療法人南洲会	〒896-0053 いちき串木野市別府3994-5	0996 32-0051	36			34	70	整、リウ、リハ麻
金子病院	医療法人あさひ会	〒896-0053 いちき串木野市照島6002	0996 33-0011	44				44	外、呼、胃、理 肛、内、放、麻

4-16 傷病者の救急搬送に関する消防機関の救急車両等

所属名	所在地	電話番号	救急車両数	救急隊員数	うち救急救命士数
いちき串木野市消防本部	いちき串木野市昭和通133-1	0996 (32)0119	3台 (予備車含む)	22人(併任)	10人

4-17 保健所一覧

保健所名	所在地	電話番号
鹿児島市	鹿児島市鴨池二丁目25-1-11	099-258-2321
指宿	指宿市十二町301	0993-23-3854
加世田	南さつま市加世田村原656	0993-53-2315
伊集院	日置市伊集院町下谷口1960-1	099-273-2332
川薩	薩摩川内市隈之城町228-1	0996-23-3165
出水	出水市昭和町18-18	0996-62-1636
大口	伊佐市大口里53-1	0995-22-2111
始良	霧島市隼人町松永3320-16	0995-42-0480
志布志	志布志市志布志町志布志2544-1	0994-72-1021
鹿屋	鹿屋市打馬2丁目16-6	0994-43-3107
西之表	西之表市西之表7590	0997-22-0777
屋久島	熊毛郡屋久島町安房650	0997-46-2024
名瀬	奄美市名瀬柳町2-1	0997-52-5411
徳之島	大島郡徳之島町亀津4943-2	0997-82-0149
計	14 保健所	

第5章 災害復旧対策

5-1 被災地住民登録様式

被災地住民登録票

第 号 いちき串木野市

住民記入欄	(ふりがな)		記入年月日		令和 年 月 日				
	氏名		性別		男 ・ 女 (<input type="checkbox"/> 妊婦)				
			生年月日		明・大・昭・平 年 月 日生				
	職業		年齢		歳				
	現住所		(TEL)						
公民会名									
災害発生時の居場所		郡・市		町・村字		番地			
		屋内 (木造・鉄骨・コンクリート・石造)		屋外					
		災害現場からの距離 (km)		1	2	3 4 5 6 7 8 9 10			
災害発生直後の行動		0分 ～10分	10分 ～20分	20分 ～30分	30分 ～1時間	1時間 ～1時間30分	1時間30分 ～2時間	2時間 ～2時間30分	2時間30分 ～3時間
		屋内 ・屋外	屋内 ・屋外	屋内 ・屋外	屋内 ・屋外	屋内 ・屋外	屋内 ・屋外	屋内 ・屋外	屋内 ・屋外
避難場所名									
避難期間									
傷病等									
被ばく程度		皮膚		<input type="checkbox"/> 未処置 <input type="checkbox"/> 処置済 ()					
		衣服							
		測定器・測定方法及び測定者							
除染その他 処置状況		衣服		A更衣せず B更衣 (携行・支給)					
		身体		A無処理 B水による洗浄 C洗剤による洗浄 D特殊洗剤による洗浄					
		医療措置		A要せず B薬品投与 C一般調査 D精密検査 E治療					
被ばく当時の急性症状									
その他参考事項									
令和 年 月 日 発行				発行者		いちき串木野市長	印		

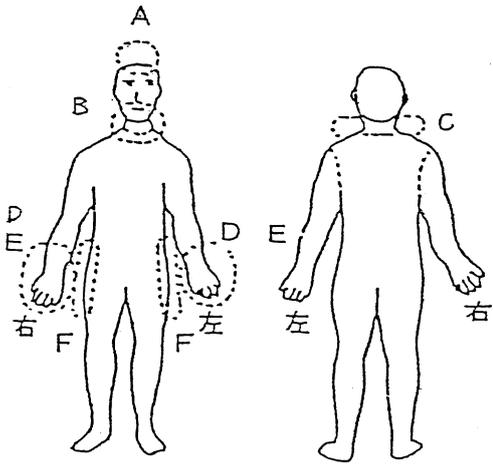
※裏面を御覧ください。

この登録票について

- 1 この登録票は、将来の医療措置や損害賠償の際に参考とするものですから紛失しないように大切に保管してください。
- 2 住所や氏名が変わったときは、すぐその旨を届け出てください。
- 3 この登録票を紛失又は汚損したときは、再交付を申し出てください。
- 4 この登録票は、他人に譲ったり、貸したりすることはできません。

スクリーニング記録票

第 号 いちき串木野市

(ふりがな)		記入年月日	令和 年 月 日	
氏 名		性 別	男 ・ 女 (<input type="checkbox"/> 妊婦)	
		生年月日	明・大・昭・平 年 月 日生	
職 業		年 齢	歳	
現 住 所	(TEL)			
公 民 会 名				
汚 染 検 査 記 録 員 記 入 欄	検査日時	令和 年 月 日 時 分	サーベイメータ形式	
	検査場所		サーベイメータ管理番号	
	測定者	(サイン)		 <p>スクリーニングレベル以上の場合、図中に図示し数値を記入のこと</p>
	スクリーニング計数率 (cpm) 注 <input type="checkbox"/> バックグラウンド込み <input type="checkbox"/> 正味計数率			
	部位	測定値	汚染	
	A (頭部)		有・無	
	B (鼻腔部)		有・無	
	C (首・肩)		有・無	
	D (手のひら)		有・無	
	E (手の甲)		有・無	
F (腰部)		有・無		
G (衣服)		有・無		
H (傷部)		有・無		
I (その他)		有・無		
医 師 記 入 欄	負傷	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 要 (救急処置・介護)	放射線被ばくに対する 処置	
	病気 その他(妊娠)	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 要 (救急処置・介護)		
	ヨウ素剤の服用	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (月 日 時 量)	<input type="checkbox"/> 要せず <input type="checkbox"/> 要検査 推定線量当量 注 ・全身 mSv (rem)	
	診察日時	令和 年 月 日	<input type="checkbox"/> 一次診断除染処置を要す	
医師氏名 (サイン)				
(スクリーニングレベル 40Bq/cm ² (10 ⁻³ μCi/cm ² β γ)) 換算係数 Bq/cm ² /cpm (μCi/cm ² /cpm) バックグラウンド係数率 cpm				

※ 使用しない単位は、2本線で消すこと。

注) SPEEDIネットワークシステム等のデータによりスクリーニングチームが記入する。